

(一般会計分) 令和6年度 子ども・子育て支援等推進調査研究事業

調査研究課題 (一次公募)

調査研究 課題番号	調査研究課題名
1	流産・死産等に係る医療機関等における支援のための調査研究
2	諸外国におけるこどもの死因究明制度等に関する調査研究
3	小規模の児童福祉施設における栄養管理・衛生管理の支援に関する実態調査研究
4	特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健康診査等の実施実態の把握に関する調査研究
5	出産・子育て応援交付金事業における伴走型相談支援のあり方に関する調査研究
6	災害時におけるこどもの居場所づくり調査研究
7	いわゆる「こどもホスピス」に関する調査研究 (小児緩和ケアが必要なこどもの生活実態調査)
8	こどもの居場所づくりに関する評価及び検証についての調査研究
9	保育所等の入所にかかる利用調整に関する調査研究
10	インクルーシブ保育の在り方等に関する調査研究
11	病児保育の運営状況の把握に関する調査研究
12	保育所等における不適切な保育に関する調査研究
13	子ども・子育て支援の今後に関する先進的な取組事例の収集・検討に関する調査研究
14	保育人材確保にむけた効果的な取組手法等に関する調査研究
15	保育の質や保育所等の職員配置に係る指標の在り方に関する調査研究
16	保育所や認定こども園等におけるこどもの意見の尊重等に関する調査研究
17	不登校のこどもを受け入れている民間施設等の利用実態等の把握に関する調査研究
18	一時保護の実態と在り方に関する調査研究
19	虐待を受けたこどものトラウマケアについての実態把握等に関する調査研究

20	児童相談所等におけるデジタル技術の活用状況等の実態把握のための調査研究
21	こども・若者の居場所に係る好事例収集及び効果的な運用等の検討に関する調査研究
22	こども家庭ソーシャルワーカーの研修の評価及び今後の在り方の検討に関する調査研究
23	こども家庭センター設置に伴う要保護児童対策地域協議会の活用状況の実態把握と効果的な運用について
24	一時保護施設の第三者評価に関する調査研究
25	社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若者の実態及び支援方策に関する調査研究
26	ヤングケアラー支援ガイドライン（仮称）の策定に向けた調査研究
27	里親・ファミリーホーム・施設の支援のあり方に関する調査研究
28	ケアニーズの高いこどもを支援する施設のあり方に関する調査研究
29	社会的養護施設における人材確保と効果的な人材育成・定着に関する調査研究
30	特別養子縁組制度推進のための効果的な支援方法等の検討に関する調査研究
31	ひとり親家庭等の家計の収支状況等に関する調査研究
32	ひとり親家庭支援における相談支援に必要な人材の在り方及び支援者の人材養成について
33	高等職業訓練促進給付金等事業の効果的な活用の在り方に関する調査研究
34	ひとり親家庭等のこどもへの学習支援の効果的な実施について
35	障害児支援における支援の質の向上に関する調査研究
36	医療的ケア児支援センターの機能強化等に関する調査研究
37	インクルージョン推進における地域の実態把握に関する調査研究
38	地域における母子保健・児童福祉・教育・医療等と障害児支援分野との連携体制の実態把握に関する調査研究
39	ICTを活用した発達支援の実態把握に関する調査研究
40	障害児支援分野における人材確保に関する調査研究
41	多様なニーズに応じた家族支援の実態把握に関する調査研究
42	子育て支援に係る公的給付等の諸外国における実施状況に関する調査研究

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

調査研究課題 1	流産・死産等に係る医療機関等における支援のための調査研究
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>流産や死産を経験した女性等への心理社会的支援等については令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「流産や死産を経験した女性等への心理社会的支援等に関する調査研究」における、当事者（流産・死産を過去5年以内に経験した女性）への調査において、流産・死産の経験やつらさに関する各項目について、約3分の1が話を聞いて欲しかったと回答しているものの、地域の専門相談窓口等に相談した方は5.2%となっており、支援を必要とする方が適切な相談窓口につながっていないという課題が浮き彫りとなった。こうした背景を踏まえ、令和3年5月31日付け子母発0531第3号母子保健課長通知において、母子保健法第6条第1項に規定する「妊産婦」とは、妊娠中又は出産後1年以内の女子をいい、この「出産」には、流産及び死産の場合も含まれ、産婦健康診査事業や産後事業の対象となることや、死産届に関する情報共有を図ること等を依頼しているところである。また、性と健康の相談センター事業における不妊症・不育症等ネットワーク加算として、当事者団体によるピアサポート活動等への支援を実施しており、流産や死産を経験した方への心理社会的支援やピアサポート活動等への支援も含まれる旨を事務連絡にて、自治体に周知し支援を依頼しているところ。</p> <p>また、人工妊娠中絶においては、これまで国内において、妊娠初期の人工妊娠中絶の方法として搔爬法や吸引法といった手術のみであったが、令和5年4月に経口妊娠中絶薬（ミフェプリストン/ミソプロストール）の製造販売の承認がなされた。令和3年度の子ども・子育て支援推進調査研究事業において、流産や死産、人工妊娠中絶など、こどもを亡くした方への支援について調査を実施し、「支援の手引き」やこどもを亡くしたご家族に配布・提示する情報提供のためのリーフレットを作成したところであるが、当該調査研究における、中絶を経験した女性を対象にした調査では、相談ニーズがあり、自治体等による支援の受け皿もあるが、必要な支援が届いていない状況が明らかになっていることから、医療機関等においても人工妊娠中絶を検討されている方や受けられた方等が支援につながるような取組を推進する必要がある。</p> <p>上記のような状況を踏まえ、①医療機関等における流産・死産及び人工妊娠中絶を経験された方への支援等についての実態調査（アンケート調査、ヒアリング調査）の実施、②ヒアリング結果を踏まえた事例のとりまとめ、③流産・死産等を経験した女性を対象とした実態調査（インターネット調査）、④人工妊娠中絶をされた方への</p>

	<p>支援の資材（医療機関等で活用できるような、近年の動きも踏まえ、心理面（不安等）の支援だけでなく身体的な症状、支援窓口の情報等も記載したもの）を作成することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「流産や死産を経験した女性等への心理社会的支援等に関する調査研究」 https://cancerscan.jp/wpcontent/uploads/2021/06/85ae87fd9a5a3763047714a9e0b5008f.pdf ・令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「子どもを亡くした家族へのグリーフケアに関する調査研究」 https://www.cancerscan.jp/news/1115/ ・流産・死産等を経験された方のピア・サポート活動等への支援について （令和4年6月3日付け厚生労働省子ども家庭庁母子保健課事務連絡） https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/ff96e5f0-77b0-4176-a53196135152c239/6f447a0e/20230401_policies_boshihoken_tsuchi2022_39.pdf ・流産・死産等を経験された方へ（こども家庭庁HP） https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/ryuuzan/
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>1. 有識者による検討会の設置・運営、会議資料、議事録作成等関係団体及び自治体等の代表者（5～8名程度）から構成される検討会（3～4回程度）を設置し、以下について検討を行うこと。また、有識者の委嘱及び謝金手続き、会議の日程調整、開催案内、資料送付等の検討会に関する事務手続きを行うこと。検討会開催にあたり、有識者への事前打ち合わせが必要な場合は、調整を行うこと。なお、有識者の選定については母子保健課と相談の上、決定すること。</p> <p>【検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 2.に掲げる医療機関等への実態調査に関する調査設計、調査項目、ヒアリング対象（医療機関、医療機関と連携している自治体やNPO等の支援団体等を想定）の選定等の検討。 ② 調査結果の分析、とりまとめの実施。 ③ 流産・死産等を経験した女性等を対象とした実態調査（インターネット調査）に関する調査設計、調査項目等の検討。 ④ 医療機関等で使用可能な人工妊娠中絶をされた方への支援資材を作成。 <p>※ 検討会の開催方法は、様々な状況等を踏まえ、対面・オンライン・ハイブリッド開催を適切に選択すること。</p>

2. 医療機関等への実態調査等（アンケート調査・ヒアリング調査）

（1）アンケート調査票の発出及び回収・集計

産婦人科の医療機関等を対象として、アンケート調査票を送付し、回答の回収・集計を行う。調査対象の抽出にあたっては、地域や事業類型に偏りがないよう考慮すること。調査項目等については、調査研究実施者において素案を作成し、検討会における意見を踏まえ修正等を行うものとする。

（想定される主な調査項目）

- ・基礎情報（所在地、施設の類型、病院の機能、病床数等）
- ・診療情報（流産・死産・人工妊娠中絶の対応件数、方法、費用等）
- ・流産・死産および人工妊娠中絶等を経験された方に対応するスタッフの職種
- ・流産・死産及び人工妊娠中絶の方へのケアの内容
- ・研修やマニュアル等ケアの支援の質を担保する取組み
- ・自治体、医療機関との連携
- ・自治体の相談窓口（性と健康の相談センター）、NPO等の団体との連携状況等

（2）ヒアリング調査

（1）の調査結果を踏まえ、流産・死産および人工妊娠中絶をされた方への支援について、自治体やNPO等の支援団体等と連携し取組を実施している医療機関や診療所、職員の研修等を行っている、医療機関と連携している自治体やNPO等の支援団体等、他の医療機関及び自治体の参考となる取組を実施している事例があればヒアリング調査を実施すること。

（3）流産・死産等を経験した女性等を対象とした実態調査（インターネット調査）サンプル数は1000程度

（想定される主な調査項目）

- ・流産死産・人工妊娠中絶の経験の有無、時期（妊娠週数）、手法等
- ・相談の有無、相談した相手・機関、相談による気持ちの変化、日常生活への影響等
- ・助けになった支援、ピアサポートへの参加の有無、医療機関や自治体の専門職による支援の必要性等

※調査項目の検討にあたっては、令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「流産や死産を経験した女性等への心理社会的支援等に関する調査研究」、令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「子どもを亡くした家族へのグリーフ

	<p>ケアに関する調査研究」も参考にし、令和2年度、令和3年度の調査からの比較分析等ができるようにすること。</p> <p>(4) (1)～(3)の調査については、流産・死産および人工妊娠中絶をされた方への支援の体制整備の充実に向けた検討を行う際の基礎資料に資するよう、医療機関等における課題、必要な支援、流産・死産等を経験された方の支援のニーズ等について、自治体等の連携も踏まえた分析を行う。分析結果については、調査研究実施者において素案をとりまとめ、検討会における意見を踏まえ修正等を行うものとする。その上で、医療機関等で使用可能な人工妊娠中絶をされた方への支援資材を作成すること。支援資材については、医療機関等で配布することを想定し、A4サイズ両面の電子媒体で作成すること。その際、デザイン性や見やすさ等を考慮したものにする。また、外国版（英語、中国語、ベトナム語）も作成すること。</p> <p>なお、本調査研究を進めるにあたっては、令和4年度子ども家庭行政推進調査事業費補助金成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業「経口妊娠中絶薬導入後における人工妊娠中絶の実態調査及び適切な情報提供等に関する研究」の成果物を参照しつつ、適宜、母子保健課と協議すること。</p> <p>また、本調査研究に関する内容について公表する場合は、予め母子保健課の承認を得ること。</p>
<p>求める成果物</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 上記2の調査による結果をまとめ、考察や提言を加えた電子媒体及び紙媒体での報告書。また、上記2のアンケート調査の集計結果に係る電子データ（原則Excelとする）一式。 2. 上記2のヒアリング結果を踏まえ、他の医療機関等の参考となる事例をまとめること。 3. 本調査の分析を踏まえ、医療機関等で使用可能な人工妊娠中絶をされた方への支援資材（日本語及び外国語）を作成すること。また、電子データでも提出すること。
<p>担当課室・担当者</p>	<p>成育局母子保健課 母子保健指導専門官（内線 03-6862-0402）</p>

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

調査研究課題 2	諸外国におけるこどもの死因究明制度等に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>予防のためのこどもの死亡検証 (Child Death Review:以下「CDR」という) については、こどもの死についての検証を行い効果的な予防策を導き出すことで、予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的としており、その体制整備の検討のために令和2年度より複数の自治体において体制整備モデル事業を実施している。</p> <p>CDR の検討については、「死因究明等推進基本法」附則第2条において、「国は、(中略) 子どもが死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報の収集、管理、活用等の仕組み (中略) について検討を加えるものとする。」と規定されている。また、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律 (以下「成育基本法」という)」第十五条において「国及び地方公共団体は、成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報に関し、その収集、管理、活用等に関する体制の整備、データベースの整備その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされており、CDR の体制整備の検討について、対応が求められている。</p> <p>CDR 導入国はアメリカ、イギリス等の英米法系が多く、ドイツやフランスなどのいわゆる大陸法系の国においては CDR 制度は導入されていないなど、CDR の導入はその国の法体系・社会制度に影響を受けている。日本における CDR の体制整備の検討に当たっては、CDR 導入国と非導入国における法体系や社会制度の正しい理解が必要である。また、日本においては既存のこどもの死亡に係る制度が複数存在するが、CDR 導入国と非導入国における、死因調査制度や死因の登録制度の存在や連携についても、調査と正しい理解が必要と考えられる。</p> <p>したがって、本調査においては、CDR 導入国・非導入国における法体系・社会制度・死因調査制度・登録制度等の日本との比較調査を実施し、日本における CDR の体制整備の検討に資する資料とすることを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) CDR 導入国と非導入国における法体系・社会制度・死因調査制度・登録制度等について、文献調査、インタビュー調査等を用いて調査を実施する。</p> <p>なお、調査の詳細な項目については母子保健課と協議の上、決定すること。</p>
求める成果物	(1) の調査を取りまとめた報告書。
担当課室・担当者	成育局母子保健課 CDR 係 (内線 03-6862-0506)

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>調査研究課題3</p>	<p>小規模の児童福祉施設における栄養管理・衛生管理の支援に関する実態調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>食事を通じた子どもの健やかな発育にあたっては、こどもの身体・栄養状態等を適切な評価し、評価を踏まえた栄養・食生活支援を行うことが重要である。こども家庭庁では、保育所を始めとする児童福祉施設において、乳幼児の発育の過程に応じた適切な栄養管理や食事の提供を行えるよう、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」（平成22年厚生労働省）及び「保育所における食事の提供ガイドライン」（平成24年厚生労働省）を統合し、食事のPDCAサイクルを活用した一人一人のこどもに応じた食事の提供や栄養管理の実践に当たっての考え方を、令和5年度中に示すこととしている。</p> <p>全ての児童福祉施設の衛生管理については、食品衛生法に基づき、原則、HACCPに沿った衛生管理の実施が求められているが、HACCPの概念に基づき策定されている「大量調理施設衛生管理マニュアル」は、同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上提供する施設を対象としている。</p> <p>一方で、保育所の定員については、平均100名程度で、60～90人の施設が最も多い（約30%）。しかし、30人以下の施設や150人以上の施設が存在し、施設の規模には幅がある。また、1つの施設を小規模の生活単位（ユニット）にして運営しているケースも見受けられる。このような数名の小規模の施設であっても、こどもの発育段階や摂食機能に応じた食事の計画や調理等を行い、食事の提供を通じた栄養管理や衛生管理に取り組むことが求められる。このため、小規模の施設については、従来の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に従った衛生管理の実施以外にも、関係業界団体が作成し、厚生労働省が内容を確認した手引書を参考にして衛生管理を実施することも可能とされており、当該手引書は、委託給食事業者向けのものなど、施設の実態に応じた複数のパターンが提示されている。しかしながら、離乳食や摂食機能に応じた調理を行い、複雑化したこどもへの栄養管理にも対応しつつ、こどもにとって安全かつ適正な食事の提供のためには、既存の手引きだけでは施設や利用者の特性に応じた留意事項への十分な対応が困難と考えられる。たとえば、先行研究において、小規模化し家庭的な環境で食事を提供する施設については、従来の特定かつ多数の利用者を対象とした施設における栄養管理や衛生管理の考え方が適合しないことが指摘されている。</p> <p>こうした点を踏まえ、小規模な児童福祉施設であっても、施設や</p>

	<p>利用者の特性を踏まえ、施設における栄養管理の質の向上を図り、より適正な衛生管理が行えるようにするため、本事業では、小規模の児童福祉施設における栄養管理・衛生管理等に関する実態調査を実施する。本事業の結果は、小規模の児童福祉施設向けの食事の提供に関する手引きを作成する際に、基礎資料等として活用することを想定している。</p> <p>○「中小規模で調理を行う児童福祉施設等における衛生管理について」(厚生労働省) 中小規模で調理を行う児童福祉施設等における衛生管理について (cao.go.jp)</p> <p>○令和3(2021)年度児童福祉施設における栄養管理のための研究 児童福祉施設における栄養管理のための研究 厚生労働科学研究成果データベース (niph.go.jp)</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>1. 有識者による検討会の設置・運営、会議資料、議事録作成等 栄養学、食品衛生学、給食経営管理学等を専門とする有識者並びに関係団体及び自治体等の代表者(5～7名程度)から構成される検討会を設置し、以下について3回程度開催して検討すること。また、有識者の委嘱及び謝金手続き、会議の日程調整、開催案内、資料送付等の検討会に関する事務手続きを行うこと。検討会開催にあたり、有識者への事前打ち合わせが必要な場合は、調整を行うこと。なお、有識者の選定については母子保健課と協議の上、決定すること。</p> <p>【検討事項】</p> <p>①小規模の施設に対する実態調査に関する調査手法、調査対象、調査項目等の選定</p> <p>②調査結果の分析、とりまとめ</p> <p>③関係業界団体が作成し、厚生労働省が内容を確認した手引きに関する衛生管理に関するポイントの整理</p> <p>※ 検討会の開催方法は、様々な状況等を踏まえ、対面・オンライン・ハイブリッド開催を適切に選択すること。</p> <p>2. 小規模の児童福祉施設の実態調査等(アンケート調査・ヒアリング調査)</p> <p>(1) アンケート調査票の配布及び回収・集計</p> <p>児童福祉施設のうち施設定員が100人未満の施設を対象とし、アンケート調査票を配布し、回答の回収・集計を行う。調査対象の抽出にあたっては、各種児童福祉施設が含まれるよう考慮すること。なお、調査項目等については、調査研究実施者</p>

において素案を作成し、検討会における意見を踏まえ修正等を行うものとする。

(想定される主な調査項目)

- ・基礎情報（所在地、施設の類型・大・中・小舎制・グループホームの別、定員、在籍者の数、調理業務の委託状況、管理栄養士・栄養士の配置の有無等）
- ・入所者の特性
- ・食事の提供数
- ・調理をする場所及び設備の状況
- ・食事の提供に関わる職種及びその人数
- ・栄養管理及び衛生管理を担う者に関する情報
- ・栄養管理の実施方法
 - －アセスメント（身体状況、食事の摂取状況。嗜好等）
 - －目標設定と食事計画（給与栄養目標量の設定、献立の栄養価計算の実施等）
 - －実施・推進／モニタリング（調理形態や提供量の調整等）
 - －評価やアセスメント結果を踏まえた対応（成長曲線を用いた栄養指導、給与栄養目標量の見直し等）
 - －特別な配慮が必要な場合（発育不全、食物アレルギー、障害等）の対応
- ・衛生管理の実施方法
 - －参考としているマニュアル・手引き等
 - －衛生区分と調理工程
 - －衛生管理体制
 - －食中毒予防や二次汚染対策
- ・多職種との連携状況
- ・自治体との連携（特に栄養管理・衛生管理に関する取組に関して）
- ・業務マニュアル等の作成状況
- ・日常の食事の提供において困っていること、難しいこと 等

(2) ヒアリング調査

(1) の調査結果を踏まえ、小規模の児童福祉施設において栄養管理又は衛生管理について、施設の小規模化に伴い管理栄養士や栄養士の業務や配置等を工夫して実施している、自治体や関連施設の支援を受けながら実施しているなど、他の施設及び自治体において参考になると考えられる取組事例（12～15 例程度）について、詳細を把握するためのヒアリング調査を実施する。

また、自治体による児童福祉施設における栄養管理及び衛生

	<p>管理に関する支援の好事例があれば、適宜、自治体にヒアリング調査を実施する。</p> <p>(3) (1) ~ (2) の調査については、小規模の施設向けの栄養管理、衛生管理に関する支援の充実に向けた検討・手引き作成を行う際の基礎資料となるよう、小規模の施設の類型ごとの現状と課題、施設で行われている対応・工夫、求められる支援等について、検討を行う。</p> <p>なお、本調査研究を進めるにあたっては、「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」の改定の際に行われた研究調査の成果物を参照しつつ、適宜、母子保健課と協議すること。また、本調査研究に関する内容について公表する場合は、予め母子保健課の承認を得ること。</p> <p>○厚生労働省 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 「児童福祉施設等における 栄養管理や食事の提供の支援に関する調査研究」報告書 (みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社) r04kosodate2022_05.pdf (mizuho-rt.co.jp)</p>
<p>求める成果物</p>	<p>○ 調査結果等をまとめた報告書 報告書の提出にあたっては、統計解析等に用いたデータセット、調査結果集計表の電子媒体（編集・加工が可能な媒体を含む）も提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>成育局母子保健課 栄養専門官 （内線 03-6862-0463）</p>

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

調査研究課題 4	特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健康診査等の実施実態の把握に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>乳幼児健康診査（以下、乳幼児健診）については、母子保健法において、市町村は、1歳6か月児及び3歳児に対して、健康診査を行う義務があり、また、その他の時期の乳幼児に対しても、必要に応じ、健康診査を実施し、また、健康診査を受けるよう勧奨しなければならないこととされている。</p> <p>市町村における乳幼児健診の実施状況としては、1歳6か月児健診及び3歳児健診については全市町村で実施されるとともに、3～5か月児健診については99.1%、9～11か月児健診については77.8%の市町村で実施されるなど、高い実施率となっている。また、そのうち保健センターなどで行う集団健診により実施している市町村は、1歳6か月児健診94.1%、3歳児健診は96.4%、3～5か月児健診は74.3%、9～11か月児健診は47.3%、などとなっている。（令和4年度母子保健事業の実施状況（母子保健課調べ））</p> <p>また、乳幼児の受診者数ベースでは、3～5か月児健診については807,451人（受診率95.4%）、9～12か月児健診については595,199人（受診率85.0%）、1歳6か月健診については838,719人（受診率95.2%）、3歳児健診については899,006人（受診率94.6%）、などとなっている。（令和3年度地域保健・健康増進事業報告）</p> <p>乳幼児健診をはじめとした母子保健施策については、受診率等の向上に向けて周知広報を行うなど、市町村においてさまざまな取組が行われている一方で、乳幼児健診等の母子保健サービスの享受が難しい児がいることが課題として指摘されている。たとえば、発達障害のため集団健診会場に行くことが困難な児や医療的ケア児などは、通常のコレクション健診（歯科健診を含む。）の受診が難しく、特別な配慮が必要な場合があると考えられる。</p> <p>本調査研究においては、乳幼児健診等の母子保健施策の実施に当たり特別な配慮が必要な児に関して、市町村が行っている配慮や工夫等についての調査、及び、当該児やその家族、保護者のニーズについて調査を行うことで、実態及び課題を把握し、当該児に対する乳幼児健診等の実施に当たっての支援策を検討する際の一助とすることを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	1. 有識者による検討会の設置・運営、会議資料、議事録作成等 当事者団体や医療関係者、自治体等の代表者（5～8名程度）から構成される検討会（3～4回程度）を設置し、以下に

について検討を行うこと。また、有識者の委嘱及び謝金手続き、会議の日程調整、開催案内、資料送付、議事録作成等の検討会に関する事務手続きを行うこと。検討会開催にあたり、有識者への事前打ち合わせが必要な場合は、調整を行うこと。なお、有識者の選定等については、調査研究実施者において素案を作成し、母子保健課における意見を踏まえ修正などを行うものとする。

【検討事項】

- ① 2. に掲げる市町村への実態調査に関する調査設計、調査項目、ヒアリング対象の選定等の検討。
 - ② 3. に掲げる当事者団体等へのニーズ調査に関する調査設計、調査項目、ヒアリング対象の選定等の検討。
 - ③ 調査結果の分析、とりまとめの実施。特に、特別な配慮が必要な児やその家族、保護者のニーズ及び対応策については、2. 及び3. の調査結果と検討会の有識者からの意見も踏まえ、多角的に検討すること。
 - ④ 最終的な成果物全体の方向性や内容等に係る検討。
- ※ 検討会の開催方法は、様々な状況等を踏まえ、対面・オンライン・ハイブリッド開催を適切に選択すること。
- ※ 検討会に向けた母子保健課との打ち合わせに際しても円滑な事業遂行を目的として、日程調整や資料作成、議事録作成等を行うこと。

2. 市町村への実態調査（アンケート調査・ヒアリング調査）

（1）アンケート調査票の発出及び回収・集計

市町村を対象として、アンケート調査票を発出し、回収・集計を行う。調査設計、調査項目等については、調査研究実施者において素案を作成し、検討会及び母子保健課における意見を踏まえ修正等を行うものとする。

【想定される主な調査項目】

- ・ 基礎情報（市町村名、所在する都道府県名、人口規模、年間の出生数等）
- ・ 乳幼児健診の情報（実施している乳幼児健診の種類（集団健診・個別健診別／一般健診・歯科健診別）、各乳幼児健診の対象となる児数、各乳幼児健診を受診する児数、各乳幼児健診で未受診となる児数及びその理由等）
- ・ 乳幼児健診で特別な配慮が必要と考えられる児の情報（実施している各乳幼児健診（集団健診・個別健診別／一般健診・歯科健診別）において特別な配慮が必要と考えられる児の数、その特性（医療的ケア児、発達障害その他の基礎疾患

等))

- ・市町村が把握している、乳幼児健診を実施する際に特別な配慮が必要と考えられる児の家族や保護者のニーズに係る情報（たとえば、児が集団健診に参画できるような人員配置の拡充／集団健診に参加できない児への自宅訪問による個別健診の実施、等）

- ・特別な配慮が必要と考えられる児に対する対応等に係る情報（たとえば、集団健診会場の体制充実による実施／集団健診に参加できない児への個別健診の実施／自宅訪問による健診の実施、といった具体的な対応や、それぞれの対応で健診受診している児の数等）

- ・特別な配慮が必要と考えられる児に対して、乳幼児健診を実施する際の市町村が抱えている課題や、当該課題への対応等に係る情報（たとえば、人員確保に係る課題、等）

- ・特別な配慮が必要と考えられる児についての、乳幼児健診に関する、かかりつけ医その他の関係機関との連携等に係る情報

- ・その他、特別な配慮が必要と考えられる児についての、乳幼児健診以外の母子保健事業に対するニーズや対応、課題等に係る情報（たとえば、医療的ケア児とその保護者に対する産後ケア事業について、等）

(2) ヒアリング調査の実施及び取りまとめ

(1) のアンケート調査の結果を踏まえて、特別な配慮が必要と考えられる児への配慮や工夫等の取組を実施している市町村を5～10自治体ほど選定し、アンケート調査の内容を掘り下げて、特別な配慮が必要と考えられる児の状況や対応、課題等のヒアリング調査を実施し、全国の自治体における取組の推進に資すると考えられる自治体の事例について情報を収集する。自治体選定に際しては、地域や人口規模、年間の出生数等に偏りが生じないように、十分に配慮すること。なお、ヒアリング調査の設計や項目等については、調査研究実施者において素案を作成し、検討会及び母子保健課における意見を踏まえ修正等を行うものとする。

3. 当事者団体等へのニーズ調査（ヒアリング調査）

特別な配慮が必要と考えられる児の家族や保護者から、乳幼児健診等の母子保健事業に対するニーズに係る情報を収集するため、医療的ケア児や発達障害等の当事者団体等から3～5団体ほどを選定し、ヒアリング調査を実施する。調査の

	<p>項目としては、例えば集団健診において配慮が必要な項目、集団健診に参加できない児への配慮、産後ケアの利用に関する配慮、等。団体選定に際しては、対象疾患等を踏まえ、調査に偏りが生じないよう、十分に配慮すること。なお、ヒアリング調査の設計や項目等については、調査研究実施者において素案を作成し、検討会及び母子保健課における意見を踏まえ修正等を行うものとする。</p> <p>4. 今後の支援策を講じるための分析</p> <p>2. 及び3. の調査について、特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健診等のための支援策を講じる上での基礎資料となるよう、結果の整理・分析を行うこと。分析結果や本調査研究事業全体の取りまとめ方法等については、調査研究実施者において、素案を作成し、検討会及び母子保健課における意見を踏まえ修正等を行うものとする。</p> <p>なお、本調査研究事業を進めるにあたっては、適宜母子保健課と協議し、円滑なコミュニケーションに努めること。また、本調査研究事業に係る内容について公表する場合は、予め母子保健課の承認を得ること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>1. 上記2. の調査による結果をまとめ、考察や提言を加えた電子媒体（Word ファイル、Excel ファイル、PPT ファイル）及び紙媒体での報告書。また、上記2. のアンケート調査の集計結果に係る電子データ（原則 Excel ファイルとする）一式。なお、集計結果に係らない電子データについては、二次分析等を実施することを踏まえたデータ様式とすること。</p> <p>2. 上記2. のアンケート調査及びヒアリング調査を踏まえて、特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健診等のための支援策について、他の自治体の参考となる事例を取りまとめること。</p> <p>3. 上記3. のヒアリング調査を踏まえて、乳幼児健診等の母子保健事業に係る今後の改善策を検討できるよう、当事者団体等のニーズを取りまとめること。</p> <p>4. 1. 2. 及び3. について、令和7年3月末までに作成し、提出すること。</p> <p>なお、成果物についても、調査研究実施者において、素案を作成し、検討会及び母子保健課における意見を踏まえ修正等を行うものとする。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>成育局母子保健課 母子保健係 （内線 03-6862-0413）</p>

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>調査研究課題 5</p>	<p>出産・子育て応援交付金事業における伴走型相談支援のあり方に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>出産・子育て応援交付金は、令和4年10月に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づき、令和4年度第2次補正予算にて創設された事業であり、孤立感・不安感を抱えがちな妊婦・子育て家庭への支援として、妊娠時から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援と計10万円相当の経済的支援を一体として実施し、かつ、継続的に実施するものである。</p> <p>また、こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）において</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「出産・子育て応援交付金」（10万円）について、2024年度も継続して実施するとともに、2025年度から子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の新たな給付として制度化することとし、所要の法案を次期通常国会に提出する。 ・ 「伴走型相談支援」について、地方自治体の取組と課題を踏まえつつ、継続的な実施に向け、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の新たな相談支援事業として制度化する。 <p>こととされている。</p> <p>本事業の実施主体は市町村であるが、すべての自治体において効率的・効果的に実施できるよう、令和5年度に実施した調査研究も踏まえ、制度化前に現在の取り組みから、伴走型相談支援のあり方を整理しておく必要がある。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>I 調査研究 次の1及び2を行うこと。</p> <p>1. 各自治体向けアンケートの実施 全都道府県及び市町村に対して、伴走型相談支援の実施状況・体制、出産・子育て応援ギフトの支給形態・方法、広域連携による取組の実施予定、本事業実施に係る課題等についてアンケートを実施し、回答を取りまとめる。</p> <p>2. 伴走型相談支援のガイドライン等の作成 これまで公表している事例集に掲載している自治体や、その他独自の創意工夫の取り組み事例をもとに、伴走型相談支援のガイドライン等を策定する。 また、伴走型相談支援における面談時に活用する面談記録表のひな型を作成する。</p> <p>II 検討委員会の設置 I 2の検討に当たっては、当該課題に知見のある有識者等によって構成する検討委員会を設置し、この中で自治体ヒアリン</p>

	<p>グや意見聴取を実施し、助言を求めることとする。</p> <p>なお、Ⅰ及びⅡの事務を進めるに当たっては、適宜、こども家庭庁担当課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>「想定される事業の手法・内容」Ⅰ 1 及び 2 に対応する以下の成果物を提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各自治体向けのアンケートの結果 各自治体から提出された個票も含む。電子媒体で提出すること。 2. 伴走型相談支援のガイドライン 伴走型相談支援における面談時に活用する面談記録表を盛り込んだものとする。電子媒体で提出すること。 3. 報告書 検討委員会での議論をまとめたもの及び伴走型相談支援のガイドラインも含む。電子媒体及び紙媒体で提出すること。
担当課室・担当者	成育局成育環境課相談支援係 (03-6861-0228)

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

調査研究課題 6	災害時におけるこどもの居場所づくり調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>令和5年12月22日に閣議決定された「こどもの居場所づくりに関する指針」において、「災害時においてこどもが居場所を持ち、遊びの機会等が確保されるよう配慮することは、こどもの心の回復の観点からも重要である。今後、避難所におけるこどもの遊び場や学習のためのスペースの設置など、まずは災害時におけるこどもの居場所づくりに関する実態把握を行うとともに、そうした実態を踏まえた施策の推進が求められる。」とされており、平時のみならず有事にあってもこどもの居場所づくりが求められる。</p> <p>本調査研究では、これまでの災害におけるこどもの居場所づくりの事例や関連するデータを収集・集計・分析し、実態把握と今後の方向性を検討することで、災害時におけるこどもの居場所づくりの手引を作成することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>I 調査研究</p> <p>調査内容としては、災害発生地域の自治体や被災したこどもの居場所づくりを担った民間団体、被災者へのアンケート調査及びインタビューを実施し、ニーズや課題、支援の実施状況等に関するデータや事例を収集・集計・分析する。</p> <p>① ニーズや課題等実態把握のためのアンケート・インタビュー調査 被災したこどもが居場所に求めるニーズや居場所づくりの支援の内容や課題などの実態</p> <p>② 被災した自治体へのヒアリング調査（10か所程度） こどもの居場所づくりのニーズや実施上の課題などについてヒアリングを行う。</p> <p>II 検討委員会の設置</p> <p>当該課題に知見のある有識者等によって構成する検討委員会を設置し、I 調査研究や災害におけるこどもの居場所づくりの手引き策定に当たって必要な助言等を受ける機会を設けることとする。</p> <p>なお、I 及びIIの事務を進めるに当たっては、適宜、こども家庭庁担当課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>(1) 災害時のこどもの居場所づくりに関する調査結果及びその分析などをまとめた報告書</p> <p>(2) 災害時のこどもの居場所づくりに関する手引き ※電子媒体及び紙媒体で提出すること。 また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	成育局成育環境課 居場所づくり係 (03-6861-0229)

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>調査研究課題 7</p>	<p>いわゆる「こどもホスピス」に関する調査研究 (小児緩和ケアが必要なこどもの生活実態調査)</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>小児がんや難病等により小児緩和ケアが必要な子どもたちは、医学の進歩や医療体制の整備等により、地域での暮らしを継続することが可能になりつつある。しかし、繰り返される入院や受診により日常生活が制限され、住み慣れた自宅を離れて療養することも多いことから、こどもときょうだい児を含めた家族全体が社会的・心理的に孤立していると考えられる。令和5年度、初めて行った『いわゆる「こどもホスピス」における支援の実態とニーズ把握のための調査研究』においても、生命を脅かされている状態にある(Life Threatening Conditions/以下、LTC)¹こどもと家族の療養生活を支える病院や、自宅のある地域の訪問診療所などの医療施設、自治体、学校、民間の支援団体等との支援の協力連携体制の課題、こども当事者をはじめ、そのきょうだい児を含めた家族の声が届きにくい現状もあることが明らかとなった。</p> <p>令和5年度、「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」や「がん対策推進基本計画」において、ライフステージに応じたこどもの療養環境への支援の充実が盛り込まれ、更には令和5年12月22日に閣議決定された「こども大綱」において、「こどもホスピスの全国普及に向けた取組を進める」ことが盛り込まれたこともふまえ、小児緩和ケアが必要なこどもの生活実態を把握するため、地方自治体がその実数を把握するための方法について検討するとともに、当事者であるこどもやその家族の声を聴き、そのニーズを明らかにすることが求められている。</p> <p>i) 英国小児緩和ケア協会及び、英国小児科学会による定義(1997年)より引用。状態別に4つのカテゴリーに分類:1. 根本治療が奏功することもあるが、うまくいかない場合もある病態(小児がん、先天性疾患等) 2. 早期の死は避けられないが、治療によって予後の延長が期待できる(神経筋疾患等) 3. 進行性の病態で、治療はおおむね症状の緩和に限られる(代謝性疾患、染色体異常等) 4. 不可逆的な重度の障害を伴う非進行性の病態で、合併症によって死に至ることがある(重度脳性麻痺、頭部外傷後後遺症等)</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>I 調査研究 本研究においては、国内の「小児緩和ケアが必要なこども」を「LTCのこども」と位置づけ、以下のような3つの調査分析を行う。</p>

- (1) 地方自治体において管内に居住する LTC のこどもの数を把握するための方法論の検討とパイロット調査の実施
- (2) LTC のこどもやその家族からのアンケート及びヒアリング調査の実施
- (3) LTC のこども及びその家族を支援するための既存制度の整理

【具体的方法】

- (1) 地方自治体（都道府県を想定）において、管内に居住する LTC のこどもの数を把握するために適当な調査方法について検討する。その上で、パイロット調査として1～3か所程度の都道府県において調査を実施する。

<留意点>

- ・モデル的に検討を依頼する協力自治体は、都道府県単位とすること。
 - ・厚労省が公表するデータ(人口動態統計、NDB オープンデータなど)や、自治体保有のデータ(死亡小票)などの活用も検討する。
 - ・LTC のこどもの推計人数だけでなく、小児緩和ケアの実践団体(以下、「こどもホスピス」等)による支援が必要なこどもや家族数の推計方法についても検討すること
 - ・複数の調査手法が考えられる場合、可能な限り各手法を比較して、メリット・デメリット・課題等を整理すること
 - ・既存の支援資源（「こどもホスピス」等や親子滞在施設等）の有無、医療資源（在宅医療機関、緩和ケア病棟等）の状況等の把握や反映方法も併せて検討すること。
- (2) LTC のこども当事者、または LTC の状態を経験したことのあるこども当事者や(概ね 20 歳以下)、きょうだい児、その家族へのアンケート及びヒアリング調査を実施し、医療、福祉、教育や生活上のニーズを把握し、その結果を取りまとめる。

<留意点>

- ・多様な状況にある LTC のこどものエピソード等を回収できるよう、広く病院や地域の診療所等の医療機関、学校や自治体、支援団体等にも調査協力を依頼する。
- ・こどもが言葉や意見を発信しやすい環境に配慮するために、こども自身だけでなく、積極的に主治医や家族の意見、同意を得た上で取り組み、合わせて結果のフィードバック等の方法も同時に検討すること。
- ・アンケート及びヒアリング調査対象数は 50～100 名程度が望ま

	<p>しいが、こどもの状況や可能な聴取方法によるため、検討委員の助言を得てその方法の妥当性も検討すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご遺族の方を対象にした調査は想定していないこと。 <p>(3) 診療報酬、障害福祉サービス報酬、小児慢性特定疾患児童等自立支援事業、難病対策、教育体制など、LTCのこども及びその家族が利用できる既存の支援メニューを整理する。</p> <p>II 検討委員会の設置</p> <p>Iの検討に当たっては、当該課題に知見のある有識者や自治体職員等によって構成する検討委員会を設置し、適宜、意見聴取を実施し、助言を求めることとする。なお、構成員の人選及び調査の進め方等は、こども家庭庁成育環境課と適宜協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書を作成、提出すること。併せて、調査に係る電子データ等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>成育局成育環境課 こどもホスピス専門官 (050-1702-1825)</p>

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

調査研究課題 8	こどもの居場所づくりに関する評価及び検証についての調査研究
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>令和5年12月22日に閣議決定された「こどもの居場所づくりに関する指針」において、「居場所づくりの検証はその必要性が高いものの、現時点で効果的な評価指標等として明確に定まっているものではなく、これをどのように行っていくのかは今後の重要な検討課題である。本指針策定後、国において必要な調査研究等を行った上で、子ども・若者やこどもの居場所づくりの関係者の意見を聴きながら丁寧に検討することが求められる。」とされている。</p> <p>本調査研究では、こどもの居場所づくりに関するアウトカムやアウトプット(定量及び定性評価)の設定事例や評価、検証の在り方を検討する。そして、今後、子ども・若者の居場所づくりを担う民間団体や自治体が、事業の評価及び検証を実施し、PDCAサイクルの構築・運用を図っていく上で参考となる例を示すことを目的とする。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>I 調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者の居場所づくりに関する効果測定の前研究 ・子ども・若者の居場所づくりを先進的に取り組んでいる団体がどのような成果指標を設定し、どのように検証しているかなどの事例を収集し、あり方について検討 ・居場所づくりとして取り組まれている場などを利用する子ども・若者が、利用前後でどのような変化・変容があったのかなどについての定量・定性（インタビュー等）調査 <p>取りまとめるに当たっては、上記指針にも記載の通り、「固有の居場所での活動を測るための指標と、地域全体での活動を測るための指標という2つのレベルについて検討するとともに、特に以下の点に留意することが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 子ども・若者の視点に立つことやこどもの権利擁護など、本指針で記した居場所づくりの理念や性質を踏まえた指標となっているか ➢ それぞれの居場所が、継続的に振り返るために活用できる指標となっているか ➢ 居場所づくりの多様性や創造性を担保するような指標となっているか <p>こうした指標による検証を行うに当たっては、第三者の視点や利用者を含めた子ども・若者の参画を得ることも必要である。」に留意し進めること。</p> <p>II 検討委員会の設置</p> <p>当該課題に知見のある有識者等によって構成する検討委員会を</p>

	<p>設置し、Ⅰ 調査研究やこどもの居場所づくりに関する評価指標及び検証方法等の検討に当たって必要な助言等を受ける機会を設けることとする。</p> <p>なお、Ⅰ 及びⅡの事務を進めるに当たっては、適宜、こども家庭庁担当課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>こどもの居場所づくりに関する評価指標や検証方法をまとめた報告書</p> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>成育局成育環境課 居場所づくり係 (03-6861-0229)</p>

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

調査研究課題9	保育所等の入所にかかる利用調整に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>保育業務にかかる ICT 化や AI の導入が進む一方で、保育所の入所にかかる利用調整については依然として ICT 等では解消できない、自治体担当者によるきめ細かな調整が求められる場面があり、自治体担当者の負担が大きい状況は続いている。</p> <p>本調査研究においては、自治体ごとの利用調整方法について実態を把握するとともに、利用調整の工夫により、多様な保育ニーズに対して効果的な保育の提供を可能とした自治体の好事例等を展開する。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>各自治体における利用調整方法の実態を把握するため、各市町村に対して調査を実施し、除外4類型の分類方法の情報収集を行う。</p> <p>(1) 保育所等入所のための利用調整にかかるアンケート（自治体）</p> <p>【主な調査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用調整のスケジュール ・入所申込書に記載可能な希望保育所数 ・利用調整における AI の導入状況 ・1次選考や2次選考でも入所先が決まらない者に対する調整方法 ・入所保留となった者の5月以降の入所状況 <p>(2) 市町村へのヒアリング（10か所程度）による好事例の収集</p> <p>上記で収集した情報の中から、利用調整にあたって関する詳細内容や利用調整に当たっての工夫、課題等についてヒアリングを行い、好事例を収集する。</p> <p>(3) 利用調整にあたっての、今後の課題の整理</p> <p>(1) のアンケート結果や (2) のヒアリング等を通じ、保育所入所にかかる利用調整の課題を分析・整理する。</p> <p>なお、調査研究を進めるにあたっては、適宜、こども家庭庁成育局保育政策課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>保育所等入所のための利用調整にかかるアンケート結果及びその分析、好事例などをまとめた報告書</p> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。</p> <p>また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	成育局保育政策課 待機児童対策係（03-6858-0048（係直通））

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

調査研究課題10	インクルーシブ保育の在り方等に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>令和4年12月26日事務連絡にて「保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項等について」保育所等が他の社会福祉施設を併設している場合についても、特有の設備・専従の人員についても共用・兼務できることとする等、インクルーシブ保育に関する留意事項等について自治体へ周知したところ。本調査研究においては保育所等と社会福祉施設との併設・交流によるインクルーシブ保育を中心に調査及びヒアリングによる事例把握等により、インクルーシブ保育の実態把握を行う。また、実態把握を踏まえ、地域共生社会実現のためのインクルーシブ保育の在り方や必要な支援策について検討する。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>インクルーシブ保育の実態把握及び取組事例の収集・検討を行う。</p> <p>1. 実態把握</p> <p>① 各自治体向け・保育所等向け調査による実態把握 自治体および保育所等に対して、障害児の受入状況、社会福祉施設との併設状況、設備や職員の交流状況、インクルーシブ保育に係る課題や必要な支援等についてアンケートを実施し、回答を取りまとめる。</p> <p>② 好事例の収集、事例集の作成 ①による各自治体におけるインクルーシブ保育の実態把握の結果を踏まえ、各自治体独自の創意工夫の取組事例を抽出し、当該取組を行う自治体や保育所等に対してヒアリングを実施するなどして好事例集を作成する。</p> <p>③ 事業課題の分析、あり方等の方向性の検証 ①の実態把握の結果や自治体・保育所等へのヒアリングなどを通じ、インクルーシブ保育の実施に係る課題を分析・整理するとともに、インクルーシブ保育の定着・充実に向けた対応や恒久的な制度構築に向けた事業の在り方についてとりまとめる。</p> <p>2. 検討会の設置</p> <p>1. ②③の検討にあたっては、インクルーシブ保育に知見のある有識者によって構成する検討委員会を設置し、自治体・保育所等へのヒアリング等を実施し、助言を求めることとする。なお、調査研究を進めるにあたっては、適宜、こども家庭庁担当課と協議すること。</p>
求める成果物	インクルーシブ保育の実施状況等に関する調査結果及びその分析、ヒアリングによる取組事例などをまとめた報告書、自治体・保育所等へのヒアリングにより取りまとめた好事例集。

	※電子媒体及び紙媒体で提出すること。 また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。
担当課室・担当者	成育局保育政策課保育医療対策係 (03-6858-0056)

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

調査研究課題 1 1	病児保育の運営状況の把握に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>病児保育事業は、保護者が就労している場合等において、こどもが病気の際に、病院・保育所等において一時的に保育を行う事業であり、安心して子育てができる環境の整備に資するとともに、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施するなど、その専門性を生かした地域支援にも取り組んでいるところである。</p> <p>しかしながら事業の特性として、病児保育事業は感染症の流行や、病気の回復等による突然の利用キャンセル等により事業運営の見通しが立てづらいといった点も指摘されており、こども家庭庁では令和6年度予算において、安定的な提供体制を確保できるよう補助の仕組みを見直したところである。</p> <p>本調査研究では、今後の病児保育事業の在り方について検討を行うため、病児保育事業の運営状況や直近の収支状況の把握、当日キャンセルの状況や受入体制の把握、ICTの活用等により当日キャンセルの抑制方法等に関しての効果等について、情報収集を行うことを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>病児保育事業の運営状況を把握するため、病児保育事業所及び市町村に対して調査を実施し、取り組み事例の収集を行う。</p> <p>(1) 運営状況を把握するためのアンケート調査（自治体・事業所）</p> <p>「令和5年度子ども・子育て支援交付金」の対象となった病児保育事業所の全数（約3,000か所）に対して、調査票を送付し、回答の回収、集計を行う。</p> <p>[主な調査項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度の収支状況 ・職員の配置状況、兼務等の状況 ・利用手続きとICTの活用について ・当日キャンセルの発生状況と受入体制の状況 ・運営上の課題や問題点 等 <p>(2) 病児保育事業所及び市町村へのヒアリング（10カ所程度）</p> <p>上記で収集した情報の中から、病院等に併設された病児保育施設及び保育所等に併設された病児保育施設の両方について、収支状況や実施に当たっての工夫、課題等のヒアリングを行う。</p> <p>なお、調査研究を進めるにあたっては、適宜、こども家庭庁担当課と協議すること。</p>

求める成果物	病児保育事業の運営状況等に関する調査結果及びその分析、取り組み事例などをまとめた報告書 ※電子媒体及び紙媒体で提出すること。 また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。
担当課室・担当者	成育局保育政策課保育医療対策係（03-6858-0056）

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

調査研究課題 1 2	保育所等における不適切な保育に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>昨年来、保育所等における虐待等の不適切事案が相次いだことを踏まえ、こども家庭庁・文部科学省連名で「昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について」（令和5年5月12日）を取りまとめ、</p> <p>① 虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の策定（「不適切な保育」の考え方の明確化、相談窓口の設置等の自治体における対応、保育の振り返りの実践等の保育所等における対応などを整理）</p> <p>② 児童福祉法の改正による制度的対応の検討</p> <p>③ 虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減と巡回支援の強化</p> <p>という対応をすとした。</p> <p>このうち①については、ガイドラインにおいて、「虐待等と疑われる事案（不適切な保育）といったものの具体例については、本ガイドラインにおいて言及していないが、今後議論を深めながら、本ガイドラインの改訂には柔軟に対応していく」とされており、不適切な保育の具体例については、今後事例を収集し・明確化していく必要がある。</p> <p>また、令和5年10月26日に開催された自由民主党保育議連総会に保育三団体が提出した要望書においても、「「不適切な保育」と「虐待」は何が違うのか地方自治体や現場の混乱を招いているので、用語の定義を整理して下さい。」と要望を受けており、「不適切な保育」について整理・明確化する必要がある。</p> <p>さらに、②については、「こども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会における議論の整理について（令和5年12月21日）」において、制度改正の方向性が整理されており、整理された方向性に沿って、ガイドラインを改訂していく必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>（抽出調査）</p> <p>都道府県経由で市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して、市町村において不適切な保育が疑われるとして事実確認を行った事例の概要や市町村として虐待等に該当すると判断したかどうか等を調査する。その他、事例と市町村の見解を整理した一覧表を可能な限り収集する。</p> <p>①調査規模</p> <p>事例の件数は、300件程度を想定。対象施設は保育所、認可外保育施設、地域型保育事業、認定こども園（全類型）とする。回収状況など必要に応じて、特定の市町村に追加調査する。</p>

	<p>②具体的な実施方法 受注者において、調査の発注、集計等を行う。</p> <p>(研究会の開催) 自治体担当者、保育関係者、有識者からなる研究会を開催し、抽出調査において得られた結果を踏まえ、保育所等における虐待や不適切な保育の事例について議論を行うとともに、成果物を取りまとめる。</p> <p>具体的には、各事例について、研究会において、ガイドラインにおける①虐待等に該当すると考えられるもの、②①には該当しないが、虐待等が疑われる事案（いわゆる不適切な保育）に該当すると考えられるもの、③虐待等が疑われる事案（いわゆる不適切な保育）に該当しないがこどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり、の3点に類型化を行う。</p> <p>類型化を踏まえ、主に事例の概要、類型結果、類型した理由の3点を一覧化した報告書を取りまとめることとする。</p> <p>その際、具体的な自治体名、施設名等を伏せるほか、必要に応じ事例内容を一部改変するなど、個別の事例が特定されない形とする。</p> <p>※なお、調査研究等を進めるに当たっては、適宜、こども家庭庁担当課と協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>抽出調査で把握した事例及び上記研究会での議論を取りまとめた報告書及び電子データ一式 ※電子媒体及び紙媒体で提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>成育局保育政策課企画法令係（内線 03-6858-0058）</p>

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

調査研究課題13	子ども・子育て支援の今後に関する先進的な取組事例の収集・検討に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>令和5年4月時点での待機児童数2,680人となり、5年連続で最小値を更新しているところではあるが、地方部を中心に定員に空きが生じているとともに、こどもや保護者のニーズも多様化している。</p> <p>こうした中で、令和4年の児童福祉法改正で地域におけるかかりつけ相談機関としての役割を担う「地域子育て相談機関」が位置づけられたほか、「こども誰でも通園（仮称）」の創設、インクルーシブ保育、子ども食堂など保育施設の多機能化の取組も進められている。</p> <p>今後の人口減少社会においては、保育所の小規模多機能化という視点も重要になる。</p> <p>こうした状況も踏まえつつ、保育所の規模を縮小しつつも、多機能化や地域づくりの取組をとおし、地域における子育て支援拠点としての役割を担っている先進的な取組を行っている方々の考え方や実践を通して、現行制度や保育、子育て支援という枠にとらわれずに、将来的な地域における子育て支援の姿や制度の在り方について検討していく。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>地域での子育てに取り組んでいる先進事例実践者（数名程度）と、学識経験者（数名程度）などによる「10年後の地域における子ども・子育て支援の在り方を考える研究会」（仮称）を年5回程度開催し、その中で先進事例を収集するとともに、子ども・子育て支援に係る中期的な課題を検討していく。</p> <p>※なお、本調査研究の実施に当たっては、こども家庭庁担当課と適宜協議をすること。</p>
求める成果物	<p>上記研究会を開催し、その中での先進事例や議論をとりまとめた報告書及び電子データ一式</p> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。</p>
担当課室・担当者	成育局保育政策課企画法令係（内線03-6858-0058）

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

調査研究課題 1 4	保育人材確保にむけた効果的な取組手法等に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>保育の質の中核を担う保育人材の確保は、喫緊の課題である。こども家庭庁としても、これまでも、保育士確保に向けた資格の取得促進、就業継続のための環境づくり、離職者の再就職の促進といった支援や、保育の現場と職業の魅力向上に総合的に取り組んできたところであるが、依然として保育士の有効求人倍率が全職種平均を上回るなど、慢性的に保育人材が不足する状況が続いている。</p> <p>また、地域や施設等によって、保育人材確保の課題・背景は様々であり、その解決に向けた取組も一律ではなく、様々な手法があると考えられる。</p> <p>こうした問題意識のもと、本調査研究では、保育人材確保にあたっての個々の課題に対して、取組の事例収集を行うとともに、その効果的な取組手法等の分析・検証を行うことを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>保育人材確保の取組にかかる実態把握及び取組事例の収集・分析を行う。</p> <p>① 各自治体・保育所等向け調査による実態把握 自治体および保育所等に対して、職員の配置状況や設備の整備状況などの勤務環境、保育人材確保に係る補助金の活用状況、保育士不足の地域偏在の状況、保育人材確保に係る課題や必要な支援等についてアンケートを実施し、回答を取りまとめる。</p> <p>② 好事例の収集、事例集の作成 ①による各自治体・保育所等における保育人材確保の実態把握の結果を踏まえ、各自治体・保育所等の独自の取組事例を抽出し、当該取組を行う自治体や保育所等に対してヒアリングを実施するなどして好事例集を作成する。</p> <p>③ 取組の分析、効果的な取組の検証 ①の実態把握の結果や自治体・保育所等へのヒアリングなどを通じ、保育人材確保に係る課題への取組をケースごとに分析・整理するとともに、これらの分析等をもとに保育所等・行政等それぞれの効果的な取組について検証する。</p> <p>※なお、本調査研究の実施に当たっては、こども家庭庁担当課と適宜協議をすること。</p>
求める成果物	<p>保育人材確保の取組に関する調査結果及びその分析、取組事例などをまとめた報告書</p> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。</p>
担当課室・担当者	成育局保育政策課保育の魅力向上係（内線 03-6858-0086）

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>調査研究課題 15</p>	<p>保育の質や保育所等の職員配置に係る指標の在り方に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>○ こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）においては、「社会保障と税の一体改革」以降積み残された1歳児及び4・5歳児の職員配置基準については、① 2024年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う（経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。）。② 2025年度以降、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。」としている。</p> <p>○ 一方で、保育所等の職員の配置については、今後、更に議論していくことも必要であると考えられることから、議論に際して必要となる検討事項を整理することを目的として、調査研究を行うもの。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>(1) 保育の質に関して、内容面（保育の目標、保育方法の基本的な考え方等）で重視していることについて日本と共通していることが多く、かつ保育者の配置基準など構造的な面でモデルとなりうる国について、基準策定・見直しの経緯や根拠、保育者の要件、職員組織の職種や役職構造等の情報を収集し、分析する。</p> <p>(2) 保育所等における各年齢の配置基準に関する具体的な実証研究の手法等について、情報収集のうえ、検討する。</p> <p>【検討内容（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育者/子どもについて、何を指標とするか、どのようなデータを取りうるか ・信頼性のある検証方法、分析方法 ・実証研究の実施とその結果の考察に必要な専門的知見を有する有識者の把握 ・実験デザイン、データ収集の計画作成 ・関連する要因の整理、統制方法 ・対象者の選定（被験者数、条件等） <p>※（1）及び（2）の情報収集、検討等に当たっては、各分野の有識者に協力を得ることとする。</p> <p>※調査や検討等の実施に当たっては、こども家庭庁成育局保育政策課と協議すること。</p>

求める成果物	(1) 及び (2) の各事項について、調査結果及びその分析、考察等をまとめた報告書 ※電子媒体及び紙媒体で提出すること。また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。
担当課室・担当者	成育局保育政策課企画法令係（内線 03-6858-0058）

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

調査研究課題 16	保育所や認定こども園等におけるこどもの意見の尊重等に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>令和5年4月に施行されたこども基本法の第3条では、こども施策の基本理念として、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。」等が規定された。</p> <p>また、例えば、保育所保育指針では「1 保育所保育に関する基本原則」の「(3) 保育の方法」の中で「子どもが自発的・意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にすること。」等と、幼保連携型認定こども園教育・保育要領では「第3 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項」の中で「保育教諭等との信頼関係を基盤に、園児一人一人が主体的に活動し、自発性や探索意欲などを高めるとともに、自分への自信をもつことができるよう成長の過程を見守り、適切に働き掛けること。」等と規定されている。</p> <p>また、こども基本法第11条では、「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」と規定された。</p> <p>本調査研究は、こうしたことを踏まえ、保育所や認定こども園等におけるこどもの意見や思い、考えの尊重に関する実践上の配慮や工夫等の実態等を把握し、そうした観点からの保育実践の改善・充実に向けた必要な施策の検討につなげることを目的とするものである。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>保育所や認定こども園等におけるこどもの意見や思い、考えの尊重に関する実践上の配慮や工夫等の実態を把握するとともに、在園児（おおむね5歳児を想定）や小・中学生等から実際に保育所や認定こども園等での生活や遊びに関するこどもの意見等を把握するため、下記を行う。なお、アンケート調査を含め抽出調査を想定しているが、地域や施設の規模等の偏りが生じないように考慮すること。</p> <p>(1) 保育所や認定こども園等におけるこどもの意見等の尊重に関する実践上の配慮や工夫等に関するアンケート調査及びヒアリング等による事例の詳細調査 (調査の観点の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の中でこどもが自らの意見等を表明する機会をどう設けているか（どういった場面で聞いているか、個別に聞いて

	<p>ているか、グループで聞いているか 等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢に応じた工夫をどう行っているか。(言葉で十分に表現できない乳幼児の意見等をどうくみ取るかを含む。) ・こどもが生活や遊びの様々な場面で自ら選んだり決めたりできるようにすることについて、どのように行っているか ・こども同士の意見や思いが対立した時の擦り合わせ・調整をどう行っているか。 <p>(2)実地訪問による在園児から意見等をくみ取る調査 ※こどもの率直な意見等がくみ取れるように項目や方法等について留意して行うこと。その際、対象者の発達段階を踏まえて、こどもの率直な意見等がくみ取れるようにヒアリング以外の手法も含めて検討することとし、また、本調査を行うことができる専門性や経験を有する者が行うようにすることにも留意すること。</p> <p>(3)小・中学生等に対する調査 (アンケート、ヒアリング等) ※(2)の※に記載していることについて、同様に留意すること。</p> <p>(4)有識者による検討会の設置 (1)～(3)の調査の実施に当たって、適切な手法や倫理的な配慮について知見を有する有識者による検討会を設置し、助言等を得ること。 ※調査や検討会の実施に当たっては、こども家庭庁成育局成育基盤企画課と協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>「想定される事業の手法・内容」の各事項について、調査結果及びその分析、取組事例等をまとめた報告書 ※電子媒体及び紙媒体で提出すること。また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>成育局成育基盤企画課 企画法令第二係 (03-6861-0054)</p>

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>調査研究課題 17</p>	<p>不登校の子どもを受け入れている民間施設等の利用実態等の把握に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省の調査(※1)結果によると、令和4年度の不登校児童生徒数は、小・中学校で約29.9万人と<u>過去最多</u>であり、憂慮すべき状況。 ・ 不登校対策については、主に文部科学省において、こどもの<u>学びの支援</u>の観点から取組を進めているが、こども家庭庁では、こどもの<u>育ちの支援</u>の観点から、文部科学省と連携して、こどもの多様な居場所づくりの推進(※2)などに取り組んでいるところ。 ・ 不登校児童生徒数の増加も背景に、国会や記者会見等においてフリースクール等の民間団体との連携強化について問われる機会もあるものの、不登校の子どもを受け入れている民間施設等としてどのような施設等があるかは必ずしも明らかではなく、不登校の子どもやその保護者にとって、また、各自治体において、個々のこどものニーズに沿った必要な支援につなげることができていないおそれがある。 ・ 今後、不登校の子どもに寄り添い、不登校の子どもが家庭や学校以外の場において安心・安全に過ごすことができるよう、こどもまんなか社会の実現を目指すこども家庭庁において、まずは不登校の子どもを受け入れている民間施設等の利用実態等を把握し、今後の施策検討のための資料として活用することとしたい。 <p>(※1) 令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（令和5年10月4日集計結果公表）</p> <p>(※2) こどもの多様な居場所づくりについては、昨年末に「こどもの居場所づくりに関する指針」（令和5年12月22日閣議決定）が策定され、こども家庭庁では、本指針に基づく取組を今後集中的に推進。なお、居場所づくりに係る実態調査として、当庁成育局において、地方自治体が行う<u>こどものニーズ把握等に係る実態調査</u>に対する補助のための予算を計上（令和5年度補正予算）しているが、不登校の子どもに特化した調査ではない。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>シンクタンク、NPO等に調査を委託し、アンケートを通じて不登校の子どもを受け入れている民間施設等の情報を把握・整理するとともに、抽出した一部の民間施設等に通う不登校の子どもやその保護者、施設のスタッフ等への聴き取りを行い、民間施設等における不登校のこどもの実情を把握する。</p>

	<p>○一次調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 各都道府県・指定都市（福祉部局及び教育委員会）等を通じ、域内の市区町村（福祉部局及び教育委員会）等が有する不登校のこどもが過ごす学校・公的機関以外の民間施設等に関する情報を把握し、必要に応じて追加的に取材等を行い、市区町村ごとの民間施設等リスト（民間施設等の名称、所在地などの基本データ等を記載した一覧）を作成（必要に応じて二次調査の結果により修正）。 <p>○二次調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 一次調査で把握した民間施設等に対して、当該施設の基礎情報（在籍するこどもの数、職員・スタッフ数、主な活動内容、関係行政機関等との連携状況等）に関するアンケート調査を実施。 一次調査で作成した市区町村ごとの民間施設等リストに、上記アンケート調査で把握した情報を追記し、当該リストを更新。 一次調査で把握した民間施設等から抽出した一部の施設等（10~20件程度を想定）に対し、当該施設に通う不登校のこどもやその保護者、施設のスタッフ等から、当該施設の利用実態等（こどもの困りごとや保護者の悩み、こどもや保護者の個々のニーズへの対応状況（取組や工夫など）等）に関する聴き取り調査を実施し、課題等を整理。 <p>※なお、調査及び分析の詳細な項目については、支援局総務課と協議の上、決定すること。</p> <p>○情報の集約・整理</p> <ul style="list-style-type: none"> 一次調査・二次調査によって得られた情報を集約し、不登校のこどもの支援に係る活用に資するよう整理するとともに、民間施設等の利用実態等を把握するために簡単な分析を行う。
<p>求める成果物</p>	<p>○民間施設等のリスト</p> <ul style="list-style-type: none"> 市区町村単位の不登校のこどもを受け入れる民間施設等リスト <p>○民間施設等の利用実態把握のための分析</p> <ul style="list-style-type: none"> アンケート集計結果や聴き取り結果及び整理した課題に関する報告書
<p>担当課室・担当者</p>	<p>支援局総務課 いじめ防止係（03-6858-0148）</p>

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票

調査研究課題 18	一時保護の実態と在り方に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>「児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第66号)において、一時保護施設の設備・運営基準を作成し、一時保護施設の環境改善が図ることとされ、こども家庭庁にて内閣府令にて定める一時保護施設設備運営基準の検討が進めているところである。</p> <p>一時保護施設の環境改善を進めている一方、一時保護施設における一時保護の期間(平均在所日数)は32.7日(令和3年度)と昨年度32.5日より延びており、都道府県別にみると平均在所日数が2か月を超えている自治体もある。一時保護の長期化については、引き続き一時保護の課題の1つとしてあるところ。</p> <p>また、一時保護施設の環境改善だけでなく一時保護委託先(一時保護専用施設含む)において、こどもの権利擁護等が守られることも重要であり、実態の把握が求められる。</p> <p>令和2年度調査研究事業「一時保護所の実態と在り方及び一時保護等の手続きの在り方に関する調査研究」(以下「令和2年度調査研究事業」という。)において、一時保護所及び一時保護委託の実態について、把握し、一時保護の在り方を検討するための基礎的なデータ収集を行った。</p> <p>本調査研究では、今回調査で得られたデータと令和2年度調査研究事業で得られたデータと比較・考察し、各項目について、取組が進んだ要因、進まなかった課題の分析等を行うとともに、一時保護の長期化、特に2か月を超えている事例の要因分析や一時保護委託(一時保護専用施設含む)の実態把握を行う調査研究を実施する。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>① 全国の児童相談所に対し、一時保護施設・一時保護委託先の実態に関する調査を行う。特に一時保護委託(一時保護専用施設含む)の実態、一時保護施設職員の勤務実態や研修の受講状況等一時保護施設運営基準の内容に即した取り組みについて最新状況を把握する。また、今回調査で得られたデータと令和2年度調査研究事業で得られたデータと比較・考察し、各項目について、取組が進んだ要因、進まなかった課題の分析等を行う</p> <p>② 全国の児童相談所に対し、一時保護(一時保護施設及び一時保護委託)に係る一時保護の期間が2か月を超えている事例に対し、調査を行い、長期化の要因分析を行う。また、可能な限り対象となる事案のこどもたちの意見を聞き、その意見を踏まえた長期化解消に向けた方策を取りまとめる。</p> <p>なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等に</p>

	については、適宜こども家庭庁担当課担当者と協議すること。
求める成果物	上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書等については、紙媒体の提出の他、編集可能な電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。
担当課室・担当者	支援局虐待防止対策課 保護係（03-6859-0114）

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

調査研究課題 19	虐待を受けたこどものトラウマケアについての実態把握等に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>虐待はこどもの心に深刻な影響を与えるため、虐待を受けたこどもの支援においては、トラウマ症状を適切に評価し、その影響を理解したうえで、必要に応じて心的外傷の回復を促すトラウマセラピー、トラウマ治療等のトラウマケアを行うことが重要である。一方で、児童相談所において、虐待を受けたこどもの心的外傷をどのようにアセスメントし、一時保護中、委託・措置後または在宅支援において、どの程度、心的外傷の回復を促す心理療法等のトラウマケアが提供できているのか、児童相談所におけるトラウマケアの在り方について、現状や課題を十分に整理・分析できていない。</p> <p>そのため、本調査研究において、児童相談所等における虐待を受けたこどもに対するトラウマケアの実態を把握することで、支援の現状や課題を整理・分析し、よりよい支援の在り方を検討し、支援体制の強化や政策・制度の充実につなげることを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>トラウマケアに関する先行研究の文献調査、児童相談所等へのアンケート調査やヒアリング等を行い、心的外傷の回復を促す心理療法等のトラウマケアの必要性について、児童相談所がどのようにアセスメントを行っているか、被虐待児のうち専門的なトラウマケアを必要とするこどもがどの程度存在し、現在どのような支援を行っているか、支援を行う上でどのような課題があるかなど、児童相談所等におけるトラウマケアの実態について調査するとともに、精神医療などトラウマケアを担いうる社会資源の実情についても併せて調査し、有識者等で構成する検討委員会において課題を整理・分析する。</p> <p>なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜こども家庭庁支援局虐待防止対策課担当者と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。</p> <p>報告書については、紙媒体の提出の他、編集可能な電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	支援局虐待防止対策課 児童相談第一係 (03-6859-0107)

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

<p>調査研究課題 20</p>	<p>児童相談所等におけるデジタル技術の活用状況等の実態把握のための調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は増加の一途をたどっており、児童相談所の業務が年々増加している中、児童相談所の職員の負担軽減は喫緊の課題となっている。児童相談所においては、毎日、児童虐待に関する相談だけではなく、こどもの養育に関する相談や障害に関する相談が電話や来所により幅広く寄せられ、その都度、職員が聞き取りを行い、記録し、虐待相談の場合は緊急受理会議を行うなど、多忙を極めていた状況にある。そのため、児童相談所において、支援に係る業務に多くの時間を割くために、業務の整理を行い、事務的な業務についてはデジタル技術などを駆使することにより効率的に処理し、優先順位の高い業務に資源を重点的に配分するという考え方及び取組が重要となる。しかしながら、令和4年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業において実施された「児童相談所におけるICTやAIを活用した業務の効率化に関する調査研究」での結果では、事務処理の負担は都道府県によって異なるものの、一定程度システムが導入されており、徐々にではあるが負担軽減が図られていることが明らかとなった。しかし、依然として全国的に業務におけるデジタル技術の活用はまだ進んでいるとは言えない。</p> <p>本研究においては、全国の児童相談所におけるデジタル技術の活用状況等の実態を把握することにより、国における児童相談所の業務効率化・業務負担の軽減のための支援策の検討に資することを目的とする。また、改正児童福祉法により令和6年4月より全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し一体的な支援を行うこども家庭センターにおいても、デジタル技術等を活用して、支援に係る業務に重点的に取り組める環境整備が重要である。このため、同センターにおける業務負担の軽減及び効率化の観点から、業務負担割合及びデジタル技術の活用状況を把握する。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>自治体へのアンケート調査及びヒアリングや調査により、児童相談所及びこども家庭センターにおけるデジタル技術の活用状況等を把握し、どのようなデジタル技術の活用あるいは仕組みを構築することにより、業務負担軽減に繋がるかについても調査を行う。</p> <p>なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜こども家庭庁支援局虐待防止対策課担当者と協議すること。</p>

求める成果物	上記の内容を実施したうえで、報告書を作成し、提出すること。併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書等については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。
担当課室・担当者	支援局虐待防止対策課 保護者指導係（03-6859-0107）

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

調査研究課題 2 1	<p>こども・若者の居場所における効果的な運用等の検討及び好事例収集についての調査研究</p>
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>保護者からの虐待等により困難な状況にある10代～20代のこども・若者のなかには、一時保護や施設入所等を望まない者や年齢により一時保護や施設入所の対象とならない者が一定数存在している。</p> <p>このような状況下に置かれるこども・若者については、昼夜を問わず安心・安全な居場所が確保されておらず、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）においても、『こども・若者視点からの新たなニーズへの対応として、虐待等で家庭等に居場所が無いこども・若者がそのニーズに合わせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所等を確保する』とされ、こども・若者の居場所の確保が喫緊の課題となっている。</p> <p>こども・若者の居場所については、令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「こども・若者の居場所の確保に関する実態把握のための調査研究」において、既にこども・若者支援を実施している全国の民間シェルターに対し、利用者の入所から退所までの過程や支援内容等についてアンケート調査及びヒアリング調査を実施するとともに、当事者へのヒアリング調査を実施し、実態把握を行った。</p> <p>本調査研究では、昨年度の調査研究結果も踏まえ、こども・若者の居場所における効果的な運用やこども・若者を支援する際の現場のハードルや課題等を検討するとともに、こどもの権利擁護を図りながら効果的な支援を行っているなどの好事例の収集を行い、こども・若者の居場所（こども若者シェルター）の運営上の留意事項や効果的な支援のあり方等について分析・検討することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>当事者、民間シェルター団体、一時保護所関係者等からなる事業検討委員会を設け、昨年度調査研究のアンケート及びヒアリングで把握した調査結果を踏まえ、追加のヒアリング等により好事例の収集を行うとともに、これらを踏まえ、こども・若者の居場所（こども若者シェルター）の運営上の留意事項や効果的な支援のあり方について分析・考察を行う。</p> <p>なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜こども家庭庁担当課担当者とは協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書及び好事例集を作成し、提出すること。</p> <p>併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。</p>

	報告書及び好事例集については、紙媒体の提出の他、編集可能な電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。
担当課室・担当者	支援局虐待防止対策課 保護者指導係（03-6859-0107）

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

調査研究課題 2 2	こども家庭ソーシャルワーカーの研修の評価及び今後の在り方の検討に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>児童相談所や市区町村における虐待相談対応件数は年々増加し、また悲惨な虐待死事例も依然として発生している中、こども家庭福祉に関わる専門職の体制を強化するとともに、その資質を向上させていくことは喫緊の課題である。</p> <p>こども家庭福祉に関わる者の専門性の向上に関しては、一定の実務経験のある有資格者や現任者が、国の基準を満たす認定機関が認定した研修等を経て取得する認定資格（こども家庭ソーシャルワーカー）が令和6年4月より導入され、今後、研修実施機関による講習が開始される予定となっている。これに関連して、令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業において実施された「こども家庭ソーシャルワーカー（仮）の研修の運用及び今後の在り方の検討に関する調査研究」では、こども家庭ソーシャルワーカーの研修の在り方について、評価を通じて成果や課題を振り返る重要性が指摘されている。</p> <p>本調査研究では、こども家庭ソーシャルワーカーの研修の質を担保し、また制度の改善を図る観点から、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 研修の実施状況や受講状況の把握と評価 ② 研修の今後の在り方に係る検討材料の収集 <p>を目的として実施する。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>①については、こども家庭ソーシャルワーカーの認定機関、研修実施機関、受講者等に対し、研修の環境や内容、受講者の所属や受講経緯、受講上の課題等をアンケートやヒアリング等により把握するとともに、有識者等の意見を踏まえた評価を行う。</p> <p>②については、評価の実施方法やこども家庭ソーシャルワーカーを含むこども家庭福祉に携わる職員の資質向上方策等を検討するため、文献調査や有識者に対するヒアリング等を行う。</p> <p>なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜こども家庭庁支援局虐待防止対策課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書及びその概要を作成し、提出すること。</p> <p>併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。</p> <p>報告書及び報告書の概要については、紙媒体の提出の他、編集可能な電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	支援局虐待防止対策課 企画法令係（03-6859-0096）

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

調査研究課題 2 3	<p>こども家庭センター設置に伴う要保護児童対策地域協議会の活用状況の実態把握と効果的な運用について</p>
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>支援対象児童等（児童福祉法第 25 条の 2 第 2 項に規定する「支援対象児童等」をいう。以下同じ。）の早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関等がそのこども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要である。</p> <p>このような多数の関係機関等の円滑な連携・協力を確保するには、関係機関相互の連携や役割の調整を行う機関の明確化や、円滑な情報共有を図る方策の具体化が必要であることから、支援対象児童等に関し、関係者間で情報の交換と支援の協議を行う機関である要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）の設置が地方公共団体の努力義務として法的に位置づけられており、令和 2 年時点の要対協の設置数は 99.8%となっている。</p> <p>一方、令和 4 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「要保護児童対策地域協議会のあり方に関する調査研究」では、改正児童福祉法により令和 6 年 4 月より創設される、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し一体的な支援を行うこども家庭センターと要対協との機能や位置づけの再構成が課題として指摘されている。こども家庭センターは要対協の調整機関の役割を担うことが求められており、要対協の構成員となりうる関係機関との連携や協働は一層重要となる。本調査研究では、要対協とこども家庭センターがより効果的に支援を行っていくための効果的な取組について、明らかにすることを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>要対協とこども家庭センターがより効果的に支援を行っていくため、自治体へのアンケート調査等を行う。</p> <p>なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜こども家庭庁支援局虐待防止対策課担当者と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記の内容を実施したうえで、報告書及びその概要を作成し、提出すること。併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書等については、紙媒体の提出の他、編集可能な電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	支援局 虐待防止対策課 調整係 (03-6859-0082)

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

調査研究課題 2 4	一時保護施設の第三者評価に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）において、一時保護施設の設備・運営基準を作成し、一時保護施設の環境改善が図ることとされたところである。現在こども家庭庁にて内閣府令にて定める一時保護施設設備運営基準の検討が進めており、第三者評価についてもその基準の中で規定することの議論がされているところである。</p> <p>一時保護施設の第三者評価については、平成30年度調査研究事業「一時保護の第三者評価に関する調査研究」（以下「平成30年度調査研究事業」という。）において、第三者評価モデル事業及びそのモデル事業の結果を反映した第三者評価基準（案）を作成した。</p> <p>本調査研究では、平成30年度調査研究事業で作成した第三者評価基準（案）について、一時保護施設設備運営基準及び一時保護ガイドラインを踏まえた、評価項目・評価基準の見直し等を行い、こどもの権利擁護を担保できる第三者評価項目での評価の実施に向けた調査研究を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>① 一時保護施設にアンケート調査（悉皆調査）を実施し、平成30年度調査研究事業で作成された第三者評価基準（案）について、評価項目の過不足がないか、第三者評価受審時における困りごとなどの課題を把握する。</p> <p>② ①で把握した課題等を踏まえ、平成30年度調査研究事業で作成された第三者評価基準（案）について、一時保護施設設備運営基準を始めとする「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）の改正内容に即した評価基準等の見直しを行い、改正第三者評価基準（案）を策定する。なお、評価基準（案）の策定に当たっては、以下の点に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価の担い手として多様な人材が評価実施できるよう、専門的な内容を多用することなく、分かりやすい評価内容とすること ・一時保護委託先の第三者評価（又は自己評価）にも活用できるよう、一時保護委託における評価項目の作成や一時保護施設と一時保護委託共通で利用できる評価項目の整理等を行うこと <p>③ 見直した評価基準等について、一時保護施設に対し意見照会（悉皆）行うとともに、一時保護施設の第三者評価を試行的に実施（5か所程度）し、一時保護施設において自己評価に活用できる内容にすること。なお、第三者評価を試行的に実施の際は一時保護中のこども、一時保護を経験したこどもに対し、こ</p>

	<p>どもの同意を得た上で意見を聞くこと。</p> <p>④ 一時保護施設の第三者評価を実施した経験のある機関に対し、アンケート調査及びヒアリング調査を実施し、第三者評価機関及び第三者評価者として必要な要件・課題等の洗い出し、第三者評価機関の担い手を増やす方策について取りまとめる。</p> <p>なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜こども家庭庁担当課担当者と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書及び改正第三者評価基準（案）（以下「報告書等」という。）を作成し、提出すること。併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書等については、紙媒体の提出の他、編集可能な電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>支援局虐待防止対策課 保護係（03-6859-0114）</p>

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

調査研究課題 25	社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の実態及び支援方策に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>子ども基本法や子ども・若者育成支援推進法では、子ども・若者等の意見を施策に反映させるために必要な措置を講ずるよう国に求めている。社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者は声をあげづらいことが想定されるが、子ども・若者のニーズに寄り添った施策を検討することが重要である。</p> <p>令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業において実施された「社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の実態等に関する調査研究」では、子ども・若者が直面している様々な困難を把握するとともに、それらの困難を有するゆえに適切な支援につながりづらい状態となっていることが示されている。他方、そうした状況においてどのような支援を行うとよいか、当該支援を担う主体をどのように確保するとよいか、といったことについては引き続き検討が望まれる。</p> <p>そのため本調査研究では、子ども・若者や支援に携わる支援者の声を丁寧に聴いたうえで、政策的な示唆を導出し、支援その他の取組の推進に資することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>子ども・若者が直面している困難性を明らかにするため、インタビュー調査等により、子ども・若者や支援者が直面している困難や支援に対するニーズ等を把握する。また、それらに対して実施されている施策の実態を整理する。さらに、有識者や自治体職員等からなる検討委員会を設けて、各種調査の実施や分析に対する助言を得る。</p> <p>なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜子ども家庭庁支援局虐待防止対策課担当者と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書及びその概要を作成し、提出すること。</p> <p>併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書及びその概要、研修テキストについては、紙媒体の提出の他、編集可能な電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	支援局虐待防止対策課相談支援係（03-6859-0117）

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

調査研究課題 26	ヤングケアラー支援ガイドライン（仮称）の策定に向けた調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>ヤングケアラー支援については、省庁横断PT報告、体制強化事業の開始・拡充等、取組を充実・強化している。</p> <p>一方、地方自治体における取組状況としては、例えば、ヤングケアラーに関する実態把握のための調査を実施しているのは、全国258自治体（令和5年2月末時点）であり、認識や取組の格差の解消等が求められる。</p> <p>本年度の通常国会では、子ども・若者育成支援推進法において、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーを明記することで、ヤングケアラーへの支援について、法律上明確な根拠規定を設けることについて審議が予定されている。</p> <p>また、本年4月から全国展開を進めることとしている「こども家庭センター」は、学校等と連携してヤングケアラーを把握し、ヤングケアラー本人や家族の状況に応じ、必要な支援につなげる重要な役割（サポートプランの作成等）を担うことになるところ、今後、同機関が「発見・把握」、「アセスメント・支援方針の検討」、「支援の実施」、「フォローアップ」等の各段階において、活用することのできるヤングケアラー支援ガイドライン（仮称）を策定することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>これまでに実施したヤングケアラー支援に関する調査研究の結果も活用しつつ、以下の事項について調査研究を行う。</p> <p>自治体職員等からなる検討委員会（必要に応じて分科会）を設置し、</p> <p>① 地方自治体や支援団体におけるガイドライン等の収集・整理（※）、インタビュー調査を実施する。（※）18歳以上の者への支援事例の収集を含む。</p> <p>② 「発見・把握」、「アセスメント・支援方針の検討」、「支援の実施」、「フォローアップ」等の段階における必要な具体的対応等について検討を行い、パイロット版を作成する。</p> <p>③ ②のパイロット版に基づき、複数の市区町村で試行運用を行い、改善点等を反映させた成果物を取りまとめる。</p> <p>なお、調査研究を進めるにあたっては、適宜、こども家庭庁支援局虐待防止対策課と協議すること。</p>
求める成果物	上記調査研究の結果をまとめた報告書について、電子媒体及び紙媒体で提出すること。

	また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。
担当課室・担当者	支援局虐待防止対策課 自治体支援係 (03-6859-0103)

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

調査研究課題 27	里親・ファミリーホーム・施設の支援のあり方に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>令和3年度に開催した社会的養育専門委員会の報告書（令和4年2月10日公表）においては、「里親の種別、里親要件、柔軟な里親制度の運用やファミリーホームと里親の定員など里親、ファミリーホームのあり方について、施設の小規模化の今後も含めて、速やかに検討を開始」また、「児童福祉施設と自立援助ホームについて、それぞれの機能と果たす役割、これに伴う人員配置基準等の在り方、そしてそれらを支える措置費の在り方について、ケアニーズに応じた支援が適切に成されるよう、調査研究を行うなど速やかに検討を開始」との提言がなされている。令和4年度は「里親・ファミリーホーム・施設のあり方に関する調査研究」を実施し、里親や施設等における特別なケアを要する児童の実態把握を行った。</p> <p>また、令和5年度は「里親・ファミリーホーム・施設のあり方に関する調査研究」において、日常的な生活におけるケア、ケアニーズに応じた支援の内容等を把握するとともに、「社会的養護関係施設等の経営実態及び施設等職員の勤務実態に関する調査研究」を実施し、施設職員等の勤務実態を可視化・定量化、さらに児童養護施設等職員の給与の実態や児童養護施設等の経営状況等を収集・分析を行っている。これらの先行研究を踏まえ、里親や児童養護施設等の支援のあり方について検討を行うことを目的として、調査研究を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検討に当たっては、上記先行研究の内容を踏まえるとともに、里親・ファミリーホーム、各施設協議会、自治体、学識経験者等からなる検討委員会を設置する等、それぞれの現場の実態が反映されるよう検討を行う。なお、構成員の決定等について、適宜、担当課と協議すること。 ○ 上記調査結果に基づき、現状の課題を整理した上で、今後、里親・ファミリーホーム、施設それぞれのケアニーズに応じた支援のあり方について、ケアニーズの段階に応じた支援に必要な業務量等を検討する。検討にあたっては必要に応じてアンケート調査・ヒアリング調査等を実施するなど、実態や課題等を把握する。 ○ その他、調査研究を進めるに当たっては、担当課と協議すること。
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>

担当課室・担当者	支援局家庭福祉課 児童福祉専門官 社会的養護専門官 措置費係 (03-6859-0137) 指導係 (03-6859-0149)
----------	---

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

調査研究課題 28	ケアニーズの高いこどもを支援する施設のあり方に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>次期都道府県社会的養育推進計画において、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組を示しているところ、児童心理治療施設・児童自立支援施設については、「ケアニーズの非常に高いこどもへの対応など、その性質や実態等に鑑み、国において、多機能化・高機能化の在り方について十分に検討を重ね、その結果を踏まえ、施設の運営や新たな設置(改築)についての方向性を示す。」としている。</p> <p>令和元年度に実施した「児童心理治療施設、児童自立支援施設の高機能化及び小規模化・多機能化を含めた在り方に関する調査研究」の検討内容を踏まえ、入所しているこどもの課題に応じたケアニーズに応じた支援内容を踏まえ、児童養護施設等他施設との違いも含め、児童心理治療施設・児童自立支援施設の多機能化・高機能化の方向性について検討を行うことを目的として、調査研究を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検討に当たっては、上記先行研究の内容を踏まえるとともに、各施設協議会、自治体、学識経験者等からなる検討委員会を設置する等、現場の実態が反映されるよう検討を行う。なお、構成員の決定等について、適宜、担当課と協議すること。 ○ 上記検討委員会において、今後、児童心理治療施設・児童自立支援施設の多機能化・高機能化の方向性について、各施設の養育実態や、入所しているこどもの課題に応じたケアニーズ等に応じた支援内容を踏まえ、児童心理治療施設・児童自立支援施設それぞれの施設機能について検討を行う。検討にあたっては、アンケート調査・ヒアリング調査等を実施するなど、実態や課題等を把握する。 ○ その他、調査研究を進めるに当たっては、担当課と協議すること。
求める成果物	上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。
担当課室・担当者	<p>支援局家庭福祉課 児童福祉専門官 社会的養護専門官 措置費係（03-6859-0137） 指導係（03-6859-0149）</p>

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

調査研究課題 29	社会的養護施設における人材確保と効果的な人材育成に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>現在、各都道府県の社会的養育推進計画に基づき、できるだけ良好な家庭的環境の確保し、質の高い個別的ケアを実現する観点から、小規模化かつ地域分散化に向けた環境整備を図っているところである。また、施設の高機能化・多機能化・機能転換を進める上では、人材確保やその職員の効果的な育成が必要である一方で、人材の定着が課題となっている。次期社会的養育推進計画においても、施設等で生活する子どもにとっては、安心できる安定したできるだけ良好な家庭的環境において、職員との関係性を構築することが不可欠であることから、在職中の職員の定着を図る、また専門性を高める観点から、施設等における人材確保・人材育成についての支援の必要性について記載しているところである。</p> <p>このため、社会的養育分野における効果的な人材確保や人材育成について検討を行うことを目的として、調査研究を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学識経験者・自治体職員・児童養護施設等施設職員等で構成する検討委員会を開催し、調査の方法や分析等の検討を行う。なお、構成員の決定等について、適宜、担当課と協議すること。 ○ 検討に当たっては、上記検討委員会の助言を踏まえ、実態把握のため自治体や児童養護施設等に対してアンケート調査・ヒアリング調査等を実施し、実態や課題等を把握する。 ○ その他、調査研究を進めるに当たっては、担当課と協議すること。
求める成果物	上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。
担当課室・担当者	支援局家庭福祉課 児童福祉専門官 社会的養護専門官 指導係（03-6859-0149）

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

調査研究課題30	特別養子縁組制度推進のための効果的な支援方法等の検討に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>次期都道府県社会的養育推進計画において、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底する必要性、特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組について記載しているところである。また、「最終的に特別養子縁組を希望する夫婦を増やすことを主眼に置いた広報の展開や民間あっせん機関への支援などを講じていく。」としている。現行、民間あっせん機関については、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（あっせん法）に基づき、養子縁組あっせんはこどもの最善の利益を最大限に考慮し、これに適合するように行われなければならないとされているところであり、縁組に向けた支援はもとより、縁組成立後の真実告知等、民間あっせん機関において支援が行われている。児童相談所における養子縁組あっせんは、あっせん法の規定による趣旨を踏まえることとなっているものの、養親希望者の費用負担など、あっせん機関とは異なる部分がある。</p> <p>このため、民間あっせん機関の活動状況や、養親希望者・養子縁組希望者のニーズを踏まえ、養子縁組あっせんに必要とされる支援方法等を検討することを目的として、調査研究を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学識経験者等で構成する検討委員会を開催し、調査の方法や分析等の検討を行う。なお、構成員の決定等について、適宜、担当課と協議すること。 ○ 児童相談所や養子縁組あっせん機関、その他養子縁組支援を行っている者等に対して、養子縁組の各段階（養親希望者の選定、面会、縁組成立前養育、縁組成立後）における必要な支援について、アンケートやヒアリング等による調査を実施する。 ○ 関係機関の協力を得て、養親及び養子当事者に対してもアンケートやヒアリングを行い、当事者に必要な支援方策を検討する。 ○ 養子縁組民間あっせん機関助成事業によるもののほか、自治体や支援機関独自の取り組み等、効果的な支援の分析を行う。 ○ その他、調査研究を進めるに当たっては、担当課と協議すること。
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>

担当課室・担当者	支援局家庭福祉課 児童福祉専門官 企画係 (03-6859-0173) 指導係 (03-6859-0149)
----------	--

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

調査研究課題 3 1	ひとり親家庭等の家計の収支状況等に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>令和3年度全国ひとり親世帯等調査によると、母子世帯の母の平均年間就労収入は前回の平成28年度調査（200万円）と比較して増加しているものの236万円（パート・アルバイト等では150万円）にとどまっている。また、令和4年国民生活基礎調査によると、こどもの相対的貧困率は11.5%となっており、前回調査（平成29年）と比較して改善している。ひとり親世帯の相対的貧困率も前回調査と比較して改善しているが、44.5%と高く、依然としてひとり親家庭が厳しい状況に置かれている。</p> <p>ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進のため、ひとり親家庭への経済的支援として、児童扶養手当（現金給付）を支給しており、これまで、多子加算額の倍増（平成28年8月分手当から実施）、所得制限限度額の引き上げ（平成30年8月分手当から実施）、支払回数数の増加（令和元年11月分手当から実施）等の改正を行ってきたが、ひとり親家庭やその支援者等から、ひとり親家庭の厳しい状況を踏まえ、児童扶養手当について手当額の引き上げ等の要望が続いている。</p> <p>こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）においても、貧困に陥りやすいひとり親家庭への支援として、児童扶養手当等による経済的支援が盛り込まれている。</p> <p>については、ひとり親家庭及びこどものいる貧困家庭（以下「ひとり親家庭等」という。）の家計の収支状況等を調査し、課税世帯の家計の収支状況等と比較することにより、ひとり親家庭等の必要な収支の把握及び就労収入が増加しない要因等を分析するとともに、ひとり親家庭等に必要な支援策について検討する。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>（1）既存調査結果の分析 既存調査結果（家計消費状況調査（総務省）、国民生活基礎調査（厚生労働省）、令和3年「子供の生活状況調査の分析」報告書等（国以外が実施している調査も含む））を基にひとり親家庭等の就労状況及び家計の収支状況等の現状及び時系列推移について分析を行い、ひとり親家庭等の課題分析を行う。</p> <p>（2）児童扶養手当受給者等の家計の収支状況等に関する調査 既存調査結果の分析を踏まえ、地方自治体を通じ児童扶養手当受給者やこどものいる貧困家庭【調査対象としては非課税のふたり親家庭＋低所得の子育て世帯に係る支援事業を利用している世帯】（以下、「児童扶養手当受給者等」という。）に対し、地域差を踏まえたひとり親家庭等の就労状況</p>

	<p>及び家計の収支状況等の調査を行い、結果をとりまとめる。</p> <p>(3) 調査結果の分析等 既存調査結果の分析について、今回行った調査結果を踏まえ、更なる課題分析を行う。</p> <p>(4) 検討委員会の設置・運営 学識有識者等（4名程度）からなる検討委員会を設置し、地域差を踏まえた児童扶養手当受給者等の就労状況及び家計の収支状況を効果的に検証する調査項目等を検討するとともに、調査結果よりひとり親家庭等への必要な支援について検討する。</p> <p>※本調査研究を進めるにあたっては、支援局家庭福祉課と協議するものとする。</p>
<p>求める成果物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査結果の概要（PowerPoint 媒体）及び詳細データ（Excel 媒体） ・ 調査研究報告書・提言（調査結果の分析・検証結果） <p>※報告書の具体的な内容については、支援局家庭福祉課と協議するものとする。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>支援局家庭福祉課 就業・自立支援専門官（050-1712-0117） 扶養手当係（03-6859-0184） こどもの貧困対策担当（03-6859-0183）</p>

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

調査研究課題32	ひとり親家庭支援における相談支援に必要な人材の在り方及び支援者の人材養成について
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>母子・父子自立支援員等は、ひとり親家庭の総合的な相談窓口として、個々のひとり親家庭の状況に応じた支援を行い、ひとり親家庭の福祉増進と子どもの健全な育成を図ることが求められている。その相談支援に必要な人材の在り方や人材養成については、各自治体に委ねられており、地域によって差が生まれることが懸念される。このため、相談の受付、聞き取り、必要な情報収集、アセスメント、支援計画の作成、関係機関へのつなぎ、支援の実施・評価等の相談支援の在り方について検討を行う。また、母子・父子自立支援員等が、どのような情報を収集し、知識等を身に付けていくことが必要となるのかについて検討し、これを踏まえて、人材養成に必要な研修内容等を検討する。</p> <p>これらを通じて、ひとり親家庭の自立に向けた支援の質の向上を図ることを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>① 母子・父子自立支援員の相談支援の実態・課題等を把握するため、自治体等に対し、アンケート調査を実施</p> <p>② 上記のアンケート調査結果を踏まえて、必要に応じてヒアリング調査を実施</p> <p>③ 関係者（自治体職員、母子・父子自立支援員、有識者等）による検討委員会を設置し、①及び②を踏まえて、相談支援に必要な人材の在り方及び人材養成に必要な研修内容等の検討を行う。</p> <p>④ 令和6年度末（令和7年1～3月頃）までに、本調査研究の成果について、全国研修会を開催して、母子・父子自立支援員をはじめとした関係者と共有する。</p> <p>※本調査研究を進めるにあたっては、支援局家庭福祉課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>①以下の内容を含む報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査結果のとりまとめ及び分析 ・ヒアリング調査結果のとりまとめ等 ・相談支援に必要な人材の在り方及び人材養成のための研修内容等についての検討結果（課題、考察等） <p>※報告書の詳細については、支援局家庭福祉課と協議すること。</p> <p>※電子媒体で提出すること。</p>

	②全国研修会の実施 ※霞が関、虎ノ門近辺で開催すること（オンライン併用）。
担当課室・担当者	支援局家庭福祉課 就業・自立支援専門官（050-1712-0117） 生活支援係（03-6859-0183） 就業支援係（03-6859-0186）

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

調査研究課題 3 3	高等職業訓練促進給付金等事業の効果的な活用の在り方に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>高等職業訓練促進給付金等事業は、ひとり親家庭の経済的自立を支援するため、就業に結びつきやすい資格の取得を促進し、当該資格に係る養成訓練の受講期間中の生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とし、これまでも累次の拡充（支給期間の延長等）を行ってきており、令和6年度においては令和3年度より時限的に実施してきた訓練期間の緩和措置（1年以上→6月以上）及び対象資格の拡大措置（6月以上の訓練を通常必要とする民間資格を対象に追加）を恒久化することとした。</p> <p>これを踏まえ、雇用主が求める人材や収入増となるモデルケースの提示など高等職業訓練促進給付金等事業をさらに効果的に活用するためのデータ等をまとめ、自治体に展開し活用することを目的とし、恒久化した対象資格の拡大措置において新たに対象とすることができるようになった各資格（IT 関連、介護実務者研修等）における資格の有用性について、調査・分析を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>各分野（IT、介護、看護等）において、企業がひとり親家庭の親を雇用するにあたって有利となる資格や求められる働き方、資格の有無による収入の違い等について調査・分析し、高等職業訓練促進給付金等事業の利用者や実施主体である自治体のひとり親支援担当者が就労等に向け取得する資格を検討・案内する際に参考となるような資料を作成し、展開することで、より効果的に事業が活用されるようその在り方を検討する。</p> <p>（1）実態調査の実施</p> <p>各分野（IT、介護、看護等）における資格の有用性について、企業や雇用環境に詳しい団体にアンケートやヒアリング等による調査を実施し、企業がひとり親家庭の親を雇用するにあたって有利となる資格や求められる働き方、資格の有無による収入の違い等の情報を収集、整理分析する。必要に応じて実施主体である自治体についてもヒアリング等を行う。</p> <p>（2）調査結果の概要の作成</p> <p>（1）による調査・分析結果をもとに各分野における就労（収入増）モデルケースや資格取得に加えて求められる働き方等の条件の提示など資格取得と就労（収入増）のミスマッチを防ぐことに役立つ資料を作成する。</p> <p>（3）有識者等へのヒアリング（検討委員会の設置）</p> <p>（1）（2）の実施にあたっては、当該課題に知見のある有識者等へのヒアリングや意見聴取を実施し、助言を求めること</p>

	<p>とする。また、必要に応じて、有識者等によって構成される検討委員会を設置し、検討する。</p> <p>なお、(1)～(3)の事務を進めるにあたっては、適宜、支援局家庭福祉課と協議すること。</p>
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査結果の概要（PowerPoint 媒体）及び詳細データ（Excel 媒体） ・ 調査研究報告書・提言（調査結果の検証結果及び検証の結果より効果的と考えられる方策案など） <p>※報告書の具体的な内容については、支援局家庭福祉課と協議するものとする。</p>
担当課室・担当者	<p>支援局家庭福祉課 就業・自立支援専門官（050-1712-0117） 就業支援係（03-6859-0186）</p>

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

調査研究課題 3 4	ひとり親家庭等の子どもへの学習支援の効果的な実施について
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>ひとり親家庭の子どもにおいては、高校卒業後の進学率が65.3%（令和3年度全国ひとり親世帯等調査）であるのに対し、全世帯の子どもの進学率は83.8%（令和4年度学校基本調査）と10ポイント以上乖離している。</p> <p>この要因の一つとして、ひとり親家庭はふたり親家庭と比べて収入が低く、子どもを学習塾に通わせることができない家庭が多いことや学習環境が整っていないこと等が考えられる。</p> <p>令和5年度補正予算より、進学段階で貧困の連鎖を断ち切るため、経済的課題を抱えるひとり親家庭等の子どもに対し、大学等受験料等の支援や長期休暇中の学習支援の強化を開始したこともあり、学習支援の効果的な実施方法について検討するとともに、全国の自治体に対し、好事例について広く周知を行い、多くのひとり親家庭等の子どもが貧困の連鎖を断ち切ることが可能となるように支援を進めていくことを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>①「こどもの生活・学習支援事業」の実施自治体及び自治体から事業の委託を受けている団体等に対し、アンケート調査の実施</p> <p>②上記のアンケート結果を踏まえて、好事例と考えられる自治体等に対し、ヒアリング調査の実施</p> <p>④関係者（自治体職員、学習支援を実施している団体、有識者等）による検討委員会を設置し、①及び②を踏まえて、学習支援の効果的な実施方法について検討</p> <p>④「こどもの生活・学習支援事業」を実施していない自治体に対し、アンケート調査の実施</p> <p>⑤上記のアンケート結果を踏まえて、実施していない理由を分析</p> <p>※本調査研究を進めるにあたっては、支援局家庭福祉課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>以下の内容を含む報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査結果のとりまとめ及び分析 ・ヒアリング調査結果等を踏まえた好事例集 ・学習支援の効果的な実施についての検討結果（課題、考察等） <p>※報告書の詳細については、支援局家庭福祉課と協議すること。</p> <p>※いずれも電子媒体で提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>支援局家庭福祉課 就業・自立支援専門官（050-1712-0117） 生活支援係（03-6859-0183）</p>

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

調査研究課題 3 5	障害児支援における支援の質の向上に関する調査研究
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）において、「全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、研修体系の構築など支援人材の育成を進める」ことが示された。また、「障害児通所支援に関する検討会報告書（令和5年3月）」においては、子どもの権利・発達支援・家族支援・地域支援・虐待予防等の様々な観点の研修について、基礎・中堅・専門といった段階的な研修体系の構築が必要である、と示されている。</p> <p>これまでに障害児支援の質の向上や研修体系の構築のために、令和4年度障害者総合福祉推進事業「障害児通所支援における支援の質の評価に係る調査研究」、令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「障害児支援における人材育成研修に関する実態把握」が実施されており、障害児支援を担う人材の専門性の向上等を含めた研修カリキュラム作成のための基礎資料が作成されている。</p> <p>これまでの調査結果等を踏まえて、こどもと家族の多様なニーズや状況に対応した質の高い支援につながるよう、障害児相談支援や障害児通所支援、障害児入所支援等の従事者の段階的な研修体系の構築を進めていく必要がある。その際には、現場の支援の実態も踏まえる必要があり、障害児通所支援事業所における総合的な支援と特定領域への支援、発達支援の形態（集団や個別）等の状況や、それを実施する職員体制（職種、経験年数、研修受講状況等）の現状等も把握する必要がある。</p> <p>そこで、本研究では障害児支援における支援や質の向上に関する取組の実態を把握するとともに、段階的な研修体系の構築等、人材の確保・育成とその評価の在り方を検討することを目的とする。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>1) 有識者、障害児支援事業所の研修担当者等で構成される検討委員会を設置し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの調査研究事業の結果の分析等 ・障害児支援事業所等における支援や支援を実施する職員体制等の実態把握のための調査項目の検討等 ・障害児支援事業所へのヒアリング項目の検討等 ・調査結果及びヒアリング結果の分析及びそれを踏まえた障害児支援の人材の質の向上に向けた研修内容等、障害児支援における支援の質の向上に関する検討等 を行う。

	<p>2) 1) で検討した実態把握のための調査やヒアリングを行う。 なお、調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>障害児支援における支援の質の向上に関する調査研究をまとめた報告書 ※電子媒体及び紙媒体で提出すること。 また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>支援局 障害児支援課 移行支援専門官 (03-3539-8345)</p>

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

調査研究課題 36	医療的ケア児支援センターの機能強化等に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>令和3年9月施行の医療的ケア児とその家族に対する支援に関する法律第14条に規定された医療的ケア児支援センター（以下「センター」という。）は、令和5年度中に全都道府県に設置された。</p> <p>この間、医療的ケア児等への支援を総合調整する医療的ケア児等コーディネーターをセンターへ配置すること等への財政的な支援を行うとともに、都道府県及びセンターが地域の実情にあわせて医療的ケア児や市町村等を支援する活動の改善や充実に資するための自己点検シートや先進的に取り組む自治体の事例集を作成する等、地域における医療的ケア児等への支援体制の整備を推進してきたところである。</p> <p>一方で、その支援体制については、都道府県毎の地域差が指摘されている。このため、都道府県及びセンターを対象に、センターの更なる機能強化を目的とした研修等の実施、支援体制の充実に向けた課題の整理や対応策の検討を行い、全国各地域での支援体制の確保・充実につなげていく必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<ol style="list-style-type: none"> 1) 有識者、自治体関係者、家族等で構成される検討委員会を設置し、センターの機能強化を図るために必要な研修の内容や、センターの自己点検シートをもとにした実態調査票について検討する。 2) 1) で検討した都道府県及びセンター等を対象とした実態調査を行う。 3) 1) で検討した都道府県及びセンター（特に総合的な調整を行う医療的ケア児等コーディネーター等）を対象とした研修等を実施する。 4) 2) 及び3) の結果を踏まえ、センターを中核とした地域の支援体制の整備に係る課題の整理と改善に向けて検討する。 <p>なお、調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議すること。</p>
求める成果物	<p>医療的ケア児支援センターの機能強化等に関する調査研究をまとめた報告書</p> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。</p> <p>また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>支援局 障害児支援課 医療的ケア児等支援推進専門官 (03-3539-8345)</p>

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

調査研究課題 37	インクルージョン推進における地域の実態把握に関する調査研究
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）において、「こども基本法に加え、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援する」こととされており、障害児支援施策においても、身近な地域において、インクルージョンの取組みを推進し、障害の有無に関わらず、全てのこどもが安心して共に育つ環境整備を行うことが求められている。</p> <p>令和4年11月には、保育所等におけるインクルーシブ保育を推進するため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部の改正により、保育所等に児童発達支援事業所等が併設されている場合に、障害児の支援に支障がない場合に限り、保育所等を利用する児童への支援も行うことができることとなり、令和5年4月より施行されている。</p> <p>そこで、本研究では、インクルージョン推進における取組の実態調査を行い、保育所と併設する児童発達支援事業所等における取組の実態を把握するとともに、当該取組や障害児支援事業所における地域交流や移行支援の取組、放課後児童クラブと放課後等デイサービスの連携の取組等、地域におけるインクルージョン推進に向けた関係機関の有機的な連携や効果的な取組に関する好事例を収集することを目的とする。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 有識者、障害児通所支援事業者（保育所等と併設する児童発達支援事業者を含む）等で構成する検討委員会を設置し、 <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等と併設する児童発達支援事業所等の実態や、地域におけるインクルージョン推進の取組等を把握するための調査項目やヒアリング内容等の検討 ・調査・ヒアリング等の結果分析 ・地域や障害児通所支援事業所等へ横展開するための好事例集の作成 等を行う。 2) 1) で検討した実態把握のための調査を行う 3) 2) で好事例として選定した事業所等へヒアリング等を行う。 <p>なお、調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議すること。</p>

求める成果物	インクルージョン推進における地域の実態把握に関する調査研究をまとめた報告書（障害児通所支援事業所等におけるインクルージョン推進のための取組の好事例集を含む） ※電子媒体及び紙媒体で提出すること。 また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。
担当課室・担当者	支援局 障害児支援課 障害福祉専門官（03-3539-8345）

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業

調査研究課題個票（一次公募）

<p>調査研究課題 38</p>	<p>地域における母子保健・児童福祉・教育・医療等と障害児支援との連携体制の実態把握に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>こども未来戦略（令和5年12月22日 閣議決定）において、保健、医療、福祉、教育等の関係者が連携し、地域において様々な機会を通じた発達相談、発達支援、家族支援の取組を進め、早期から切れ目なくこどもの育ちと家族を支える体制の構築を進めること、また、こうした支援体制の強化が全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進め、地域の支援体制の整備を促進することが示されている。</p> <p>また、一人ひとりのこどもと家族のニーズに応じた支援を提供するためには、身近な地域の実情を把握した上で、必要な機関をコーディネートする存在が必要である。特に、こどもと家族のニーズのアセスメントや必要な支援につなぐ段階でのコーディネートや、義務教育卒業後や学籍を離れた後等のこども期から青年・成人期の生活へ移行する段階でのコーディネートが求められる。</p> <p>身近な地域で発達支援が必要なこどもと家族への支援をおこなう際には、母子保健・児童福祉・教育・医療等との関係機関との連携体制が欠かせないことは、都道府県及び市町村における第3期障害児福祉計画の作成等に当たっての基本指針（令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示）にも示されている。</p> <p>そこで、本研究では、身近な地域である市町村等において、障害児支援と母子保健、児童福祉、教育、医療等の関係機関との連携体制の実態や必要な機関をコーディネートする存在やその取組の実態を把握することを目的とする。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 有識者、自治体関係者、家族会等で構成される検討委員会を設置し、 <ul style="list-style-type: none"> ・地域における関係機関が連携した支援体制の整備や必要な機関をコーディネートする存在やその取組の実態を把握するために必要な項目の検討 ・自治体へのヒアリング項目等の検討 ・調査結果・ヒアリング等の結果分析 等 を行う。 2) 1) で検討した実態把握のための調査を行う。 3) 市町村における障害児福祉計画の記載内容の収集・分析を行う。 4) 2) 及び3) で好事例として選定した自治体へのヒアリングを行う。 5) 4) で好事例として選定した自治体で発達支援等を受けてい

	<p>る家族等に対して、これまで受けてきた支援の体制に関するヒアリング等を行う。</p> <p>なお、調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議すること。</p>
求める成果物	<p>地域における障害児支援と他領域が連携した支援体制についての調査研究をまとめた報告書（市町村の障害児支援と他領域の連携体制の好事例集を含む）</p> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。</p> <p>また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>支援局 障害児支援課 発達障害児支援専門官（03-3539-8345）</p>

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

調査研究課題 39	ICT を活用した発達支援の実態把握に関する調査
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>こども未来戦略（令和5年12月22日 閣議決定）において、全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、ICT を活用した支援の実証・環境整備を進めることが示されている。これまでICTの活用については、障害児支援分野のICT導入モデル事業を実施する等により、バックオフィスや関係機関連携のための環境整備として推進しているが、併せて、今後、こどもに対する発達支援の現場においてICTをどこまで活用できるかについて、実証・環境整備を進めることとしている。</p> <p>そこで、本研究では、今後の障害児支援分野におけるICTの活用の検討に資するため、障害児支援分野におけるICTを活用した発達支援や家族支援の取組、関係機関連携の取組、バックオフィス事務における業務効率化の取組、人材育成の取組等の実態について把握することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>1) 有識者、ICTを活用している障害児支援事業所、ICT機器に知見を有する者等で構成する検討委員会を設置し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した発達支援の取組等に関する実態調査・ヒアリング項目の検討 ・調査・ヒアリング等の結果分析 ・障害児支援分野のICT導入モデル事業の実績報告書の分析等を行う。 <p>2) 1) で検討した実態把握のための調査を行う、</p> <p>3) 2) で好事例として選定したICTを活用した発達支援の取組等を実施している事業所へのヒアリングを行う。</p> <p>4) ICTを活用した発達支援の取組等の事例収集（文献調査等を含む）を行う。</p> <p>なお、調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議すること。</p>
求める成果物	<p>ICTを活用した発達支援の取組等の調査研究をまとめた報告書（障害児支援分野におけるICT活用の好事例集を含む）</p> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。</p> <p>また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	支援局 障害児支援課 障害児支援専門官（03-3539-8345）

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

調査研究課題 40	障害児支援分野における人材確保に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>介護分野や保育分野における人材確保に向けては、これまでも実態把握や現状分析等が進められている一方、障害福祉分野については、一部の実態調査はあるものの対象事業所が少なく、また、障害児支援分野に特化したものが少ない。</p> <p>このため、障害児支援分野における事業所の職員の实態や人材確保が厳しい要因、処遇やキャリアアップ（職務経験等）・キャリアラダー（技能の習得等）等の人材確保・定着のための取組等について調査・分析を行うとともに、国内の障害児支援事業所の人材確保等の取組の好事例を収集し、人材確保・定着を図るための方策を検討する必要がある。</p> <p>そこで、本調査研究は、障害児支援分野における人材不足等の現状と、事業所における人材確保・定着のための取組等を把握するとともに、実態を踏まえた効果的な人材確保・定着のための取組等を横展開し、障害児支援分野における人材確保・定着の取組を進めていくことを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>1) 有識者、障害児支援事業所の運営者や人事の担当者等で構成される検討委員会を設置し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの介護、保育、障害福祉全般の人材確保等に関する調査研究事業の結果の分析等 ・障害児支援の分野に特化した事業所への調査項目の検討 ・好事例のヒアリング項目の検討 ・調査結果及びヒアリング結果の分析等 <p>を行う。</p> <p>2) 1) で検討した実態把握のための調査を行う。</p> <p>3) 2) で好事例として選定した人材確保等の取組のヒアリングを行う。</p> <p>4) 文献調査等（過去の介護、保育、障害福祉全般の人材確保等の調査研究）を行う。</p> <p>なお、調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議すること。</p>
求める成果物	<p>障害児支援の分野における人材確保に関する調査研究をまとめた報告書</p> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。</p> <p>また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	支援局 障害児支援課 企画法令係（03-3539-8344）

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

調査研究課題 4 1	多様なニーズに応じた家族支援の実態把握に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）において、こどもや若者本人のみならず、保護者やきょうだいの支援を進めるとされており、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においても、障害児通所支援事業所、障害児入所施設等において、発達支援が必要なこどもの家族に対して、養育支援や預かりニーズへの対応、家族への相談支援の充実等を目的とした加算の充実や新設が行われている。</p> <p>障害児支援においては、家族の多様なニーズや状況に応じた対面、訪問、オンライン、個別、集団等の多様な形態による支援、こどもの特性や特性を踏まえたこどもへの関わり方等を学ぶ機会を提供する支援、きょうだいを含めた家族への相談援助等の取組等、保護者・きょうだいへの家族支援を推進し、家族全体のウェルビーイングの向上を図っていくことが今後一層重要となる。</p> <p>そこで本研究では、世帯構造、児童虐待、ひきこもり、家族観の変化といった家族をめぐる課題を踏まえつつ、発達支援が必要なこどもの家族の多様なニーズや状況に応じた家族支援のより一層の充実のために、障害児支援事業所における家族支援の実施状況を把握するとともに、障害児支援事業所以外の支援機関等が実施する地域の多様な家族支援の実態を把握することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>1) 有識者、家族支援の実施者、家族会等で構成する検討委員会を設置し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様なニーズに応じた家族支援の実施状況を把握するための調査項目の検討 ・家族支援の状況のヒアリング項目の検討 ・調査・ヒアリング等の結果分析等を行う。 <p>2) 1) で検討した実態把握のための調査を障害児支援事業所等及び自治体を対象にして行う。</p> <p>3) 2) において好事例として選定した事業所等で支援を受けた家族等へヒアリングを行う。</p> <p>なお、調査研究を進める際は、担当課室担当者と適宜協議すること。</p>
求める成果物	<p>発達支援が必要なこどもの家族への支援状況の実態調査研究をまとめた報告書（障害児事業所等での家族支援の好事例集を含む）</p> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。</p> <p>また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	支援局 障害児支援課 障害児支援専門官（03-3539-8345）

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
調査研究課題個票（一次公募）

調査研究課題 4 2	子育て支援に係る公的給付等の諸外国における実施状況に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>こども基本法案に対する附帯決議において「こどもに関するデータや統計の活用にあたっては、国際比較の観点も含め、政府全体として収集すべきデータを精査」し、「収集したデータに基づいて各種施策の評価及び改善策の検討を行」うことが求められている。</p> <p>同規定を踏まえ、国際比較の観点を含む、施策の評価及び改善策の検討に資する基礎的データを収集するため、諸外国の子育てに係る公的給付（現物給付を除く。）及び税制（以下、「公的給付等」という。）の実施状況（対象者数、予算、支給要件等）について調査する。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>日本及び諸外国（イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン、アメリカ、カナダ、韓国、シンガポールなど）における、子育てに係る公的給付等について、各国政府の公表資料、文献等による調査を実施する。</p> <p>具体的には、各国の子育てに係る公的給付等の制度を精査するとともに、各制度の対象者数、実施機関、予算等の大枠に加え、支給方法、支給回数、支給額等の詳細な制度設計を調査する。また、人口構成やGDP、社会保障制度の全体像、出産・育児に関する状況、子育てに要する費用など、各国の基礎情報について調査する（子育てに要する費用については、アンケート調査を実施する。（参考事例：内閣府「インターネットによる子育て費用に関する調査」（平成21年度）））。</p> <p>※なお、本調査研究の実施にあたっては、具体的な調査対象制度、調査手法、実施行程（中間報告や最終報告の時期及び内容を含む）等について、こども家庭庁長官官房参事官（総合政策担当）と適宜協議をすること。</p>
求める成果物	<p>上記調査研究に係る報告書（最終報告書のほか、令和6年内に中間報告書を作成すること。また、子育てに要する費用に関する調査結果については、中間報告書までに取りまとめること。）。</p> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	長官官房参事官（総合政策担当）付 EBPM 推進室 （内線 03-6860-0162）